



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 特定計量器の定期検査（消費・くらし安全課）…………… 1
- 防除地区の指定（営農支援課）…………… 2
- 公共測量の実施の通知・2件（道路管理課）…………… 2
- 公有水面埋立免許の出願の要領（港湾課）…………… 2

公 告

- 人事行政の運営等の状況の公表（人事課）…………… 3
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）……………56
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課）……………58
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）……………58

海区漁業調整委員会事項

- 漁業法に基づく指示事項……………59

選挙管理委員会事項

- 不在者投票を行うことができる施設の指定内容の変更……………63
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………64

告 示

沖縄県告示第497号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成29年9月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
宮古島市	平成29年11月6日（月曜日）午前10時から午後4時まで	宮古島市下地庁舎
	平成29年11月7日（火曜日）午前10時から午後4時まで	宮古島市城辺庁舎
	平成29年11月8日（水曜日）午前10時から午後4時まで	宮古島市上野庁舎
	平成29年11月9日（木曜日）午前10時から午後4時まで	宮古島市伊良部庁舎

注意 検査時間のうち、正午から午後1時までの時間については、検査を行わない。

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
宮古島市	平成29年11月6日（月曜日）から平成30年2月28日（水曜日）まで	特定計量器の取り付けてある土地又は建物その他

		工作物の所在の場所
--	--	-----------

沖縄県告示第498号

沖縄県特殊病害虫防除条例（昭和52年沖縄県条例第25号）第3条第1項の規定により、防除地区を次のとおり指定する。

平成29年 9 月 29 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 防除地区の名称 アリモドキノウムシ防除地区
- 2 指定地域 津堅島
- 3 指定年月日 平成29年10月30日

沖縄県告示第499号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 9 月 29 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 国頭村の一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成29年 8 月 9 日から同年 9 月 29 日まで
- 3 作業種類 公共測量（用地測量及び基準点測量）

沖縄県告示第500号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、中部土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 9 月 29 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 うるま市の一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成29年 9 月 11 日から平成30年 3 月 23 日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）

沖縄県告示第501号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面埋立免許の出願があった。その要領は、次のとおりである。

なお、出願書面及び関係図書は、平成29年 9 月 29 日から同年10月20日まで沖縄県土木建築部港湾課及び南城市役所において縦覧に供する。

平成29年 9 月 29 日

中城湾港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 出願書受理年月日 平成29年 8 月 23 日
- 2 出願の概要
 - (1) 出願人の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - ア 出願人 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県
 - イ 代表者 沖縄県那覇市寄宮 1 丁目 7 番 1 号 沖縄県知事 翁長雄志
 - (2) 埋立区域
 - ア 位置 南城市佐敷字仲伊保 1 番 1 及び160番 3 の地先公有水面
 - イ 区域 次の各地点のうち①の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線、⑥の地点と⑧の地点を結ぶ平成28年の秋分満潮位（D.L. +2.10メートル）における公有水面と既設防波堤との境界線、⑧の地点

と⑩の地点を結ぶ平成28年の秋分満潮位（D.L.+2.10メートル）における公有水面と陸域との境界線及び⑩の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点仲伊保（北緯26度10分31秒7599、東経127度47分31秒6003）から12度17分26秒1,110.80メートルの地点

②の地点 ①の地点から36度42分46秒29.60メートルの地点

③の地点 ②の地点から306度42分46秒51.91メートルの地点

④の地点 ③の地点から234度07分17秒11.18メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から234度27分45秒20.17メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から306度49分18秒12.44メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から62度42分51秒70.73メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から126度44分38秒64.15メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から200度42分07秒17.97メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から202度09分59秒15.79メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から216度42分51秒30.72メートルの地点

ウ 面積 3,790.26平方メートル

(3) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 南城市佐敷字仲伊保1番1、1番2、160番1、160番2、160番3及び160番4の地内並びに同市佐敷字仲伊保1番1、160番3及び160番4の地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とEの地点を結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 四等三角点仲伊保（北緯26度10分31秒7599、東経127度47分31秒6003）から8度19分26秒1,092.43メートルの地点

Bの地点 Aの地点から0度00分00秒59.92メートルの地点

Cの地点 Bの地点から62度40分33秒94.46メートルの地点

Dの地点 Cの地点から126度44分56秒126.44メートルの地点

Eの地点 Dの地点から215度32分52秒132.01メートルの地点

ウ 面積 19,807.48平方メートル

(4) 埋立地の用途 ふ頭用地

- 3 意見書の提出方法及び提出期限 この告示で告示された埋立てに関して利害関係を有する者は、知事に意見書を提出することができる。意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載して沖縄県土木建築部港湾課に提出すること。

公 告

沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年沖縄県条例第4号）第6条の規定により、平成28年度における人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

平成29年9月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

平成28年度沖縄県人事行政の運営等の状況

第1 趣旨

任命権者が報告した平成28年度における職員の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況並びに人事委員会が報告した平成28年度における業務の状況について、沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定により公表するものである。

第2 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況

職員の任用に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第3号）に基づき、任命権者が採用した職員数の状況である。

職員の採用の状況（平成28年度）

（単位：人）

区 分	試 験 の 種 類			選 考	合 計
	上級試験	中級試験	初級試験		
一般行政職	157	33	19	28	237
事務職	65	28	15	10	118
技術職	92	5	4	18	119
警 察 職	38	0	68	0	106
教 育 職	0	0	0	489	489
企 業 職	6	0	0	220	226
現 業 職	0	0	0	1	1

備考 表中区分の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである（以下(2)及び(3)において同じ。）。

- 1 一般行政職 2 から 5 までに掲げる職員以外の職員
- 2 警察職 公安職給料表が適用される職員
- 3 教育職 教育職給料表が適用される職員
- 4 企業職 沖縄県企業職員
- 5 現業職 現業職給料表が適用される職員

(2) 再任用職員の採用の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき、任命権者が再任用した職員数の状況である。ただし、再任用職員の再任用期間を更新した場合にも、採用として数に計上している。

再任用職員の採用の状況（平成28年度） (単位：人)

区 分	常時勤務	短時間勤務	合 計
一般行政職	67	168	235
事務職	17	93	110
技術職	50	75	125
警 察 職	0	28	28
教 育 職	110	48	158
企 業 職	3	73	76
現 業 職	11	4	15

(3) 退職の状況

職員の退職等の状況である。

退職の状況（平成28年度） (単位：人)

区 分	定年退職	早期退職	そ の 他						合 計
			普 通 退職	分 限 免 職	懲 戒 免 職	失 職	死 亡 退職	任 期 了	
一般行政職	95	17	42	0	1	0	2	98	255
警 察 職	53	5	10	0	0	0	0	0	68
教 育 職	217	55	40	2	0	2	0	3	319
企 業 職	34	2	148	0	1	1	1	3	190
現 業 職	15	2	1	0	0	0	1	1	20

備考 表中に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- 1 定年退職 地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職及び同法第28条の3第1項の規定に

よる勤務延長後の退職

- 2 早期退職 早期退職募集制度による退職
- 3 普通退職 自己都合による退職
- 4 分限免職 地方公務員法第28条第1項の規定による免職
- 5 懲戒免職 地方公務員法第29条の規定による免職
- 6 失 職 地方公務員法第28条第4項の規定による失職
- 7 任期满了 定められた任期が満了したことによる退職

(4) 職員数の状況

各年4月1日現在の一般職に属する職員の部門別の状況である。

職員数の状況

(各年4月1日現在 単位：人)

区 分 部 門	職 員 数			対前年増減数			平成28年度分の主な増減理由	
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
一般行政部門	議会	40	41	41	0	1	0	総務部門の業務増 衛生部門の業務増 労働部門の欠員補充 農林水産部門の欠員不補充 商工部門の業務増 土木部門の業務増
	総務企画	738	747	764	△9	9	17	
	税務	171	171	170	△6	0	△1	
	民生	396	412	414	△2	16	2	
	衛生	528	538	550	△1	10	12	
	労働	103	90	102	1	△13	12	
	農林水産	918	915	907	△7	△3	△8	
	商工	239	241	255	12	2	14	
土木	698	694	703	△12	△4	9		
小 計	3,831 (173)	3,849 (155)	3,906 (153)	△24 (7)	18 (△18)	57 (△2)	(参考：人口10万人当たりの職員数274人)	
特別行政	教育	13,691	13,825	13,957	122	134	132	学級増に伴う定員増 法令基準の充足
	警察	2,895	2,920	2,962	6	25	42	
小 計	16,586 (34)	16,745 (49)	16,919 (83)	128 (0)	159 (15)	174 (34)		
普通会計	20,417 (207)	20,594 (204)	20,825 (236)	104 (7)	177 (△3)	231 (32)	(参考：人口10万人当たりの職員数1,459人)	
公営企業等	病院	2,558	2,647	2,650	49	89	3	救急医療体制の強化等
	水道	239	237	231	△7	△2	△6	
	下水道	75	75	76	0	0	1	
	その他	12	12	12	1	0	0	
小 計	2,884 (53)	2,971 (65)	2,969 (73)	43 (0)	87 (12)	△2 (8)		
合 計	23,301 (260) (26,427)	23,565 (269) (26,662)	23,794 (309) (26,840)	147 (7) (232)	264 (9) (235)	229 (40) (178)	(参考：人口10万人当たりの職員数1,667人)	

備考 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含む。

2 再任用短時間勤務職員は括弧書とし、職員数の外書としている。

3 表中区分の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 一般行政部門 (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員
- (2) 特別行政部門 教育委員会の職員及び警察職員
- (3) 公営企業等会計部門 公営企業会計及び特別会計等に係る職員
- (4) 合計欄の最下段、括弧内の数値は、条例定数の数値である。

年齢別職員構成の状況 (平成28年4月1日現在)

	21歳 未満	21歳 ～ 25歳	26歳 ～ 30歳	31歳 ～ 35歳	36歳 ～ 40歳	41歳 ～ 45歳	46歳 ～ 50歳	51歳 ～ 55歳	56歳 ～ 60歳	61歳 以上	計
職員数	人 75	人 944	人 2,316	人 3,103	人 3,899	人 4,604	人 3,542	人 2,898	人 2,199	人 214	人 23,794

職員数の推移

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	過去5年間の増減数(率)
職員数	22,844人	22,989人	23,154人	23,301人	23,565人	23,794人	950(4.2%)人

備考 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数
 2 組織再編等のあった部門にあつては、再編等の前の年については再編前の部門における合計職員数

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法第23条の2の規定に基づき、任命権者が行う人事評価の状況である。

人事評価の状況(平成28年度)

	評価の方法	評価者	評価結果の活用
知事 部 局 等	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価 【対象職員】 一般職に属する職員	所属長等	昇給号給数及び勤勉手当の成績率の決定、定期人事異動並びに分限処分
	【評価方法】 所属長等による勤務成績の評価及び面談 【対象職員】 条件付採用期間中の職員	所属長等	条件付採用期間中の職員の正式な採用の判断
警察 本 部	【定期評定】 沖縄県警察職員の人事評価に関する訓令(平成29年沖縄県警察本部訓令第4号)第7条の規定に基づく定期評定 【方法】 所属長等による人事評価の実施及び報告	所属長等	昇任試験での加点措置等
	【条件付採用職員の正式任用】 沖縄県警察職員の人事評価に関する訓令第13条の規定に基づく特別評定 【方法】 所属長等による人事評価の実施及び報告	所属長等	条件付採用職員の正式採用
	【昇格】 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和47年人事委員会規則第10号)第19条の規定に準じた人事評価 【昇給】 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第33条の規定に準じた人事評価 【方法】 所属長等による人事評価の報告	所属長等	昇格及び昇給の実施
	【勤勉手当】 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和47年人事委員会規則第18号)第10条の規定に基づく人事評価 【方法】 所属長等による人事評価の報告	所属長等	勤勉手当の成績率の決定
教育 庁	【事務局】 ・能力評価及び業績評価(一般職に属する職員) ・所属長等による勤務成績の評価及び面談(条件付採用期間中の職員)	所属長等	・昇給及び勤勉手当の成績率の決定 ・条件付採用期間中の職員の正式な採用の判断
	【県立学校、小中学校】	所属長等	昇給及び勤勉手当の成績率の決

	<ul style="list-style-type: none"> ・役割達成評価（業績評価）及び資質能力評価（能力評価） ・評価方法：5段階の絶対評価（一部3段階） ・自己申告と評価者面談（年3回実施） <ul style="list-style-type: none"> 当初：目標設定 中間：進捗及び発揮状況 最終：達成及び発揮状況 ・評価結果は全員に開示し、教職員の資質能力の向上を図る。 ・苦情には「苦情相談」と「苦情処理」で対応 		定、任用並びに分限処分
議会事務局	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価 【対象職員】 全職員	所属長等	昇給号給数及び勤勉手当の成績率の決定
監査委員事務局	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価 【対象職員】 臨時的任用職員等を除く一般職員	所属長等	昇給号給数及び勤勉手当の成績率の決定
人事委員会	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価 【対象職員】 一般職に属する職員	所属長等	昇給号給数及び勤勉手当の成績率の決定
企業局	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価 【対象職員】 臨時的任用職員等を除く一般職員	所属長等	昇給号給数及び勤勉手当の成績率の決定
病院事務局	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価 【対象職員】 臨時的任用職員等を除く一般職員 ※臨時的任用職員等は、職務を遂行するに当たり発揮した能力のみを評価	所属長等	定期人事異動等

3 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算見込み）

区分	住民基本台帳人口 (平成29年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B ÷ A	(参考) 平成27 年度の人件費率
平成28年度	人 1,467,071	千円 732,878,554	千円 3,464,597	千円 191,323,978	% 26.1	% 26.2

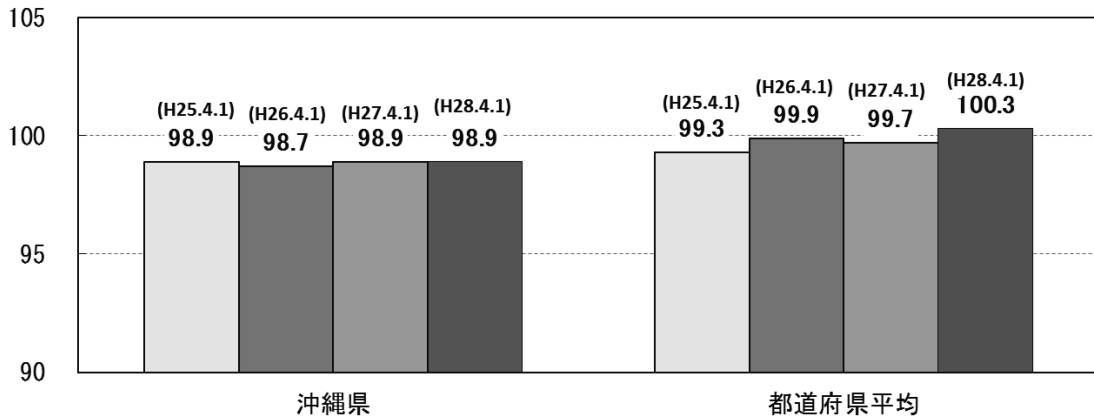
イ 職員給与費の状況（普通会計決算見込み）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 1人 当たり給与費 B ÷ A	(参考) 都道 府県平均1人 当たりの給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成28年度	人 20,825	千円 93,156,754	千円 17,012,043	千円 34,603,547	千円 144,772,344	千円 6,952	千円 7,153

- 備考 1 表中「職員手当」には、退職手当を含まない。
 2 表中「職員数」は、平成28年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

ウ ラスパイレス指数の状況等

(ア) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- 備考 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。
 2 平成25年は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）第3章の規定による措置がないとした場合（減額前）の値である。

- (イ) ラスパイレス指数の上昇理由等
 該当なし

エ 給与改定の状況

(ア) 月例給

区分	人 事 委 員 会 の 勧 告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
平成28年度	円 342,806	円 341,872	円 934	% 0.27	% 0.19	% 0.17

備考 表中「民間給与」及び「公務員給与」とは、人事委員会の勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

(イ) 特別給（期末・勤勉手当）

区分	人 事 委 員 会 の 勧 告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の支給 月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
平成28年度	月 4.28	月 4.20	月 0.08	月 0.1	月 4.3	月 4.3

備考 表中「民間の支給割合」とは民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」とは期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

オ 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2パーセントの引下げ、地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

(ア) 給料表の見直し

〔実施未実施〕

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年 4月 1日

(内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2パーセント引下げ
初任給等は引下げなし。50歳台後半層が多い号給は最大4パーセント程度引下げ

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて、医療職給料表(1)以外の
給料表において見直しを実施

新給料表への円滑な移行のための激変緩和として、3年間(平成30年3月31日まで)の
経過措置を実施

(イ) 地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 国基準と同率で設定

(実施時期) 平成27年 4月 1日から実施。国と同様に段階的に支給率を引上げ。なお、本県内
において支給対象地域はなし

(ウ) その他の見直し内容

(内容) 管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について国と同様に見直しを実施

(実施時期) 平成27年 4月 1日

カ 特記事項

なし

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成28年 4月 1日現在)

(ア) 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
沖縄県	40.8 歳	308,215 円	363,572 円	336,507 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
都道府県平均	43.2 歳	330,689 円	418,752 円	372,775 円

(イ) 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考 A ÷ B
	平均 年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額 A	平均給与 月額(国比 較ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均 年齢	平均給与 月額 B	
沖縄県	53.2歳	262人	351,164円	397,432円	378,787円	—	—	—	—
うち運転士	52.3歳	57人	353,398円	405,447円	386,009円	自家用乗用自 動車運転者	51.7歳	183,200円	2.21
うち用務員	55.4歳	75人	351,180円	377,620円	371,043円	用務員	55.2歳	199,900円	1.89
うち農林水産技能員 ・農業技術補佐員	51.1歳	68人	349,916円	421,587円	391,155円	—	—歳	—円	—
うち介助員	55.0歳	26人	358,350円	378,754円	373,465円	—	—歳	—円	—
うち電話交換士	52.8歳	9人	353,089円	372,417円	354,867円	—	—歳	—円	—
うち印刷技士	53.6歳	3人	312,567円	343,474円	331,400円	—	—歳	—円	—
うち土木整備員	51.0歳	8人	350,100円	412,208円	396,462円	—	—歳	—円	—
うち守衛	54.5歳	3人	354,200円	424,368円	371,533円	守衛	46.8歳	143,600円	2.96

うち調理員・調理士	52.1歳	13人	340,962円	402,062円	356,038円	調理士	44.7歳	188,400円	2.13
国	50.4歳	2,876人	287,447円	—	329,358円	—	—	—	—
都道府県平均	52.0歳	243人	328,683円	386,373円	362,610円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 C	民間 D	C ÷ D
沖縄県	—	—	—
うち運転士	6,484千円	2,445千円	2.65
うち用務員	6,096千円	2,733千円	2.23
うち農林水産技能員 ・農業技術補佐員	6,597千円	—千円	—
うち介助員	6,117千円	—千円	—
うち電話交換士	6,055千円	—千円	—
うち印刷技士	5,313千円	—千円	—
うち土木整備員	6,566千円	—千円	—
うち守衛	6,722千円	1,752千円	3.84
うち調理員・調理士	6,329千円	2,432千円	2.60

備考 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成25年から平成27年までの3か年平均）。

2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

3 年収ベースの「公務員C」及び「民間D」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍にしたものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(ウ) 高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄県	43.0 歳	369,602 円	417,998 円
都道府県平均	44.8 歳	379,204 円	442,303 円

(エ) 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄県	43.3 歳	361,845 円	406,375 円
都道府県平均	43.2 歳	364,549 円	421,596 円

(オ) 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
沖縄県	39.0 歳	318,960 円	424,122 円	350,675 円

国	41.3 歳	315,764 円	—	371,411 円
都道府県平均	38.5 歳	320,757 円	459,603 円	368,050 円

備考 1 表中「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 表中「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

イ 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		沖縄県	国
一 般 行 政 職	大学卒	176,700 円	176,700 円
	高校卒	144,600 円	144,600 円
技 能 労 務 職	高校卒	142,000 円	—
	中学卒	134,000 円	—
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	197,900 円	—
	高校卒	153,600 円	—
小・中学校教育職	大学卒	197,900 円	—
	高校卒	153,600 円	—
警 察 職	大学卒	202,400 円	205,200 円
	高校卒	166,700 円	166,700 円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一 般 行 政 職	大学卒	248,008 円	360,893 円	389,055 円	409,915 円
	高校卒	208,440 円	295,133 円	354,460 円	375,591 円
技 能 労 務 職	高校卒	— 円	— 円	336,257 円	352,943 円
	中学卒	— 円	299,500 円	340,050 円	352,838 円
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	298,131 円	395,506 円	424,838 円	437,351 円
	高校卒	— 円	— 円	339,512 円	398,632 円
小・中学校教育職	大学卒	296,131 円	388,016 円	412,793 円	426,852 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
警 察 職	大学卒	278,927 円	373,411 円	404,267 円	425,744 円
	高校卒	250,623 円	339,951 円	371,834 円	411,224 円

備考 表中「経験年数」とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数をいう。なお、卒業後直ちに県に採用され、引き続き勤務している職員の経験年数は、採用後の在職年数をいう。

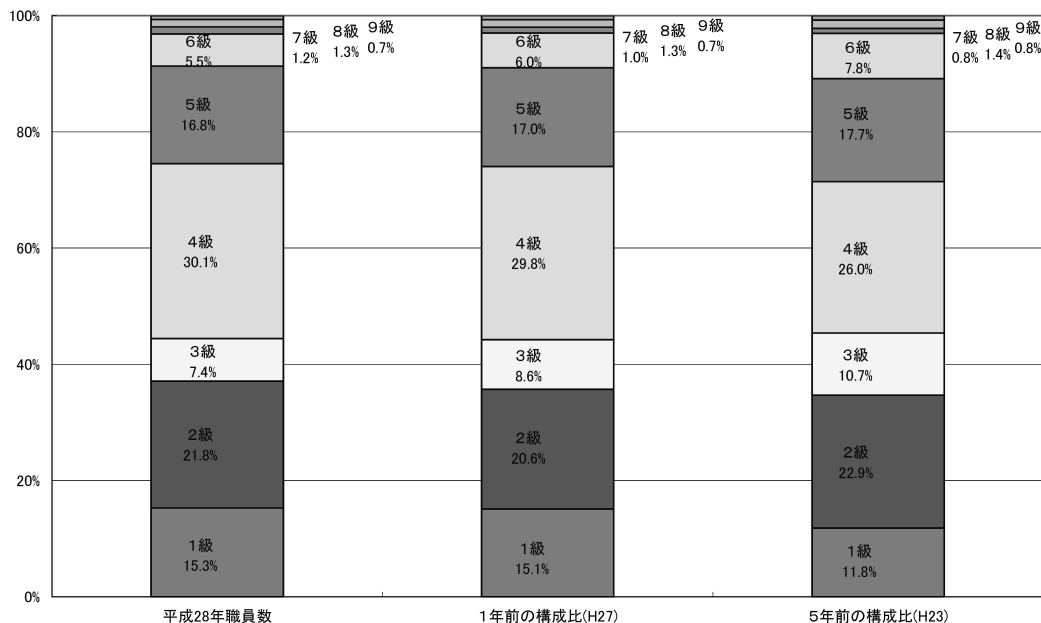
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成28年4月1日現在）

(7) 級別職員の数等

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事又は技師の職務	694人	15.3%	140,100円	246,100円
2級	1 副主査の職務 2 主任の職務	992人	21.8%	190,200円	303,000円
3級	1 主査又は主任技師の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする副主査の職務	334人	7.4%	226,400円	348,800円
4級	1 班長又は主幹の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする主査又は主任技師の職務	1,367人	30.1%	259,900円	379,800円
5級	困難な業務を行う班長又は主幹の職務	763人	16.8%	286,200円	391,800円
6級	課長又は副参事の職務	251人	5.5%	317,000円	409,000円
7級	1 困難な業務を行う課長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする副参事の職務	55人	1.2%	361,300円	443,700円
8級	統括監又は参事の職務	58人	1.3%	406,900円	467,400円
9級	公室長、本庁の部長又は参事監の職務	30人	0.7%	457,200円	526,300円

- 備考 1 沖縄県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 表中「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 (イ) 級別職員の構成比



- 備考 給料表は、平成18年に旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級がそれぞれ統合され、10級制から9級制に変更されている。
 イ 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日までににおける運用	沖縄県		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
ア 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
イ 人事評価を実施していない				

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

沖縄県	国
1人当たり平均支給額（平成28年度） 1,534千円	—
（平成28年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分	（平成28年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセントまで 管理職加算 10パーセント	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセントまで 管理職加算 10パーセントから25パーセントまで

備考 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(参考) 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成28年度中における運用	沖縄県		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
ア 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
イ 人事評価を実施していない				

イ 退職手当（平成28年4月1日現在）

沖縄県			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分

最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2パーセントから45パーセントまでの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 4,342千円	49.59 月分 21,134千円	最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2パーセントから45パーセントまでの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 ー 円	49.59 月分 ー 千円
--	----------------------	--	------------------

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 (平成28年4月1日現在)

支給実績 (平成28年度決算見込み)			60,708千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算見込み)			798,789円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
東京都特別区	20.0 %	45 人	20.0 %
大阪市	16.0 %	5 人	16.0 %
名古屋市	15.0 %	1 人	15.0 %
仙台市	4.5 %	1 人	6.0 %
気仙沼市	1.5 %	1 人	0 %
岩沼市	1.5 %	1 人	0 %
医師・歯科医師	16.0 %	22 人	16.0 %
平均支給率	0.07 %	ー	0.07 %
地域手当補正後ラスパイレ指数 (ラスパイレ指数)			98.9 (98.9)

備考 1 「国の制度 (支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

2 地域手当補正後ラスパイレ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレ指数。(補正前のラスパイレ指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

エ 特殊勤務手当 (平成28年4月1日現在)

支給実績 (平成28年度決算見込み)		1,065,680千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算見込み)		97,634円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成28年度決算見込み)		52.4%		
手当の種類 (手当数)		44		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成28年度 決算見込み)	左記職員に対する 支給単価
種雄牛等取扱 手当	畜産研究センター又は家畜改良センターに所属する職員 (現業職員を含む。)	(1) 牛及び豚の自然交配、精液の採取若しくは人工授精又はこれらの作業の準備のために牛及び豚を御する作業 (2) 牛の削蹄又はその作業の準備のために牛を御する作業	122千円	日額230円

交通取締等手当	特定警察官（警察官のうち警部以下の階級にあるものをいう。以下「特定警察官」という。）及び涉外事件通訳員	交通の取締り、人身事故の処理及び高速道路での物損事故の処理作業	11,122千円	(1) 日額560円（高速道路における作業の場合は、日額840円） (2) 東日本大震災に対処するため、引き続き5日以上従事した場合は、1日につき840円を1の額に加算
自動車等警ら作業手当	特定警察官	警ら用無線自動車による警らの作業	12,167千円	日額420円
		交通取締用自動二輪車による警らの作業		日額560円
爆発物取締作業手当	特定警察官、商工労働部産業政策課、宮古事務所総務課及び八重山事務所総務課に所属する職員	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に規定する保安検査、立入検査又は完成検査等の作業	11千円	日額230円
海上業務手当	船舶に乗り組む職員	航海中における調査、試験研究、漁業取締り、捜査、警備又は救難等の業務	1,984千円	日額230円 （警察官が特に困難な作業に従事した場合には、690円）
暴風雨時手当	職員（現業職員を含む。）	暴風雨時（当該職員が勤務する公署における業務又は事務の全部又は一部が、台風の来襲等による事故発生の防止のための措置として停止された期間に限る。）において、業務に従事することを特別に命じられた場合の業務	9,090千円	1時間500円
社会福祉手当	福祉事務所に勤務し現業を行う社会福祉主事、児童相談所に勤務し現業を行う児童福祉司及び児童心理司並びに身体障害者更生相談所に勤務し現業を行う身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司	福祉に関する業務	19,177千円	日額680円
	児童相談所に勤務し現業を行う班長、主幹、児童福祉司及び相談担当職員に対し、教育、訓練及び指導を行う児童福祉司のうち、児童虐待が発生している場合又は発生していると思われる場合における緊急連絡に基づき出動の要否等の具体的な対応を判断する業務に従事する職員	福祉に関する業務		日額850円

	福祉事務所に勤務し現業を行う母子自立支援員、身体障害者更生相談所に勤務し現業を行う社会福祉主事及び心理判定員、婦人相談所に勤務する心理判定員等	福祉に関する業務		日額340円
特殊現場作業手当	土木事務所、農林水産振興センター農林水産整備課、農林土木事務所、下水道建設事務所等に勤務する職員	地上若しくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所又は水面下4メートル以上の深所等で行う作業	-	日額230円
遺骨収集作業手当	職員	遺骨収集の作業	-	日額250円
精神保健業務手当	保健医療部健康長寿課に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第27条第3項の規定に基づく精神保健指定医の診察への立会い若しくは同法第29条第1項の規定に基づき入院させる精神障害者の護送業務又は同法第38条の6第1項の規定に基づく精神科病院に入院中の者への質問業務若しくは精神保健指定医の診察への立会い	20千円	日額230円
	保健所に勤務する運転士	精神障害者の搬送業務		
爆発物等処理作業手当	特定警察官	爆発物若しくはその疑いのある物件の処理作業又はサリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年法律第78号）第2条に規定するサリン等若しくはその疑いのある物質の処理作業	21千円	1回5,200円 （特殊危険物質等の製造解明実験作業の場合は1回460円）
潜水作業手当	特定警察官、水産海洋研究センター、水産業改良普及センター、栽培漁業センター、農林水産振興センター農林水産整備課及び沖縄水産高等学校（実習船の運航に関する業務に従事する職員に限る。）に勤務する職員	潜水器具を着用した潜水作業	156千円	(1) 潜水深度20mまで1時間310円 (2) 潜水深度30mまで1時間780円 (3) 潜水深度30m超1時間1,500円 （劣悪な環境下の場合は1時間につき310円を加算）
救難等作業手当	警察官	救難又は救助等の作業	873千円	日額840円（特別の場合は、1,680円）
航空手当	職員	航空機に搭乗して行う次に掲げる業務 (1) 航空機の操縦業務 (2) 航空機の整備業務 (3) 前2号に掲げる以外の業務（旅行又は物品の輸送等を目的	6,655千円	(1) 1時間5,100円 (2) 1時間2,200円 (3) 1時間1,900円

		とする業務を除く。)		
銃器犯罪捜査手当	警察官	防弾装備を装着し、及び武器を携帯して行う次に掲げる業務 (1) 銃器を使用している犯罪現場における犯人逮捕の作業（これに直接関連する業務を含む。） (2) 銃器を所持する犯人逮捕の作業 (3) (1)に付随して行われる固定配置による警戒の作業 (4) (2)に付随して行われる固定配置による警戒の作業 (5) 銃器使用の暴力団対立抗争における張付け警戒作業、銃器使用のおそれがあると認められる暴力団、暴力団員、暴力団準構成員及び暴力団関係企業からの保護対象者に対する危害を未然に防止するための保護対策における身辺警戒及び固定警戒の作業	-	(1) 日額1,640円 (2) 日額1,100円 (3) 日額1,100円 (4) 日額820円 (5) 日額820円
はぶ等捕獲作業手当	特定警察官	住民等からの要請を受け、はぶ等の毒蛇を捕獲し、又は撲殺する作業	572千円	1回800円
死体処理作業手当	職員	死体の発見の場所又は解剖の施設において直接死体を取り扱う作業	51,664千円	1体につき1,600円から3,200円までの範囲内の額
実習船指導手当	実習船に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士、船舶通信士等	沖縄水産高等学校における実習船に乗り組み、次に掲げる生徒の実習の指導業務 (1) 遠洋区域で行う航海実習における指導の業務（(2)に掲げる業務を除く。） (2) 遠洋区域で行う網、なわその他漁具を用いて行う漁ろうの実習における指導の業務 (3) 遠洋区域で行う停泊実習における指導の業務 (4) 遠洋区域以外の区域で行う実習（沖縄本島内における停泊実習及び実習船をドックに入れて行う実習を除く。）	4,067千円	(1) 日額820円（船長、機関長等は日額1,750円） (2) 日額1,640円（船長、機関長等は日額3,500円） (3) 日額410円（船長、機関長等は日額870円） (4) 日額230円
	沖縄水産高等学校に勤務する教育職員	沖縄水産高等学校における実習船に乗り組み、次		

		に掲げる生徒の実習の指導業務 (1) 航海実習における指導の業務 (2) 停泊実習及び実習船をドックに入れて行う実習（沖縄本島内における実習を除く。）		(1) 日額2,750円 (2) 日額1,650円
浄化処理作業手当	下水道管理事務所（管理班、水質管理班及び浄化センター（水質管理業務に従事する者に限る。）に限る。）に勤務する職員	(1) 下水道施設における汚泥等の処理作業 (2) 汚水管、下水道処理施設等における維持管理作業 (3) 汚泥等の採取作業 (4) 汚泥等の化学試験及び検査作業	464千円	日額450円 （4の作業に従事した場合、日額290円）
防疫等作業手当	職員	(1) 感染症の病原体に汚染されている区域における防疫作業 (2) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に規定する家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業 (3) 家畜伝染病予防法第2条に規定する家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭そ、ブルセラ病及び鼻そに限る。）の病菌を有する家畜又は有する疑いのある家畜の防疫作業 (4) 動物用生物学的製剤製造又は病原検索試験研究の作業	257千円	(1) 日額290円 (2) 日額380円 （牛のと殺作業に従事した場合は、日額760円） (3) 日額290円 (4) 日額290円
	(1) 保健所に所属する運転士 (2) 家畜保健衛生所又は家畜衛生試験場に所属する現業職員	(1) 感染症の病原体を有する者又は有する疑いのある者の搬送業務 (2) 家畜伝染病予防法第2条に定める家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭そ、ブルセラ病及び鼻そ）の病原体に汚染されている区域において患畜の飼育又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業		日額290円
有害薬物取扱等手当	(1) 農林水産部森林緑地課、畜産研究センター、農業研究センター、森林資源研究センター、水産海洋	(1) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物又は劇物を利用した理化学的試験研究又	288千円	日額290円

	研究センター、工業技術センター等に勤務する職員 (2) 保健所に勤務する医療監視員及び薬事監視員	は病虫害防除の作業 (2) 医療法（昭和23年法律第205号）又は毒物及び劇物取締法に基づく立入検査等の業務		
	農業研究センター、家畜改良センター、畜産研究センター、森林資源研究センター、水産海洋研究センター又は高等学校に勤務する現業職員	毒物又は劇物を利用した理化学的試験研究の補助又は病虫害防除作業		
用地等交渉手当	土木事務所（用地班、河川都市用地班等）、ダム事務所（建設班）等に勤務する用地等交渉業務を本務とする職員	公共事業の用に供する用地の買収その他物件の移転補償に関し、現地で直接交渉する業務及び当該業務のために行う調整等に関する業務	9,391千円	日額750円 （業務が午後6時以降の場合1,000円）
	土木建築部道路管理課、土木事務所等に勤務する職員	公共事業の用に供する用地の買収その他物件の移転補償に関し、現地で直接交渉する業務及び当該業務のために行う調整等に関する業務		日額600円 （業務が午後6時以降の場合1,000円）
私服捜査等手当	特定警察官、警察本部に勤務する電子計算機に係る犯罪の解析その他情報技術の解析の作業に従事する職員及び渉外事件通訳員	私服を着用して行う現場における犯罪の予防若しくは捜査の作業又は被疑者の逮捕の作業	36,683千円	日額560円
看守手当	特定警察官	留置施設における被留置者の看守の作業	5,104千円	日額240円
護送手当	特定警察官	被疑者、被告人又は法令により拘禁されている者の護送作業	2,622千円	日額240円
鑑識作業手当	職員（警察官にあつては、特定警察官に限る。）	指掌紋、足こん跡、手口、写真又は似顔絵を利用する犯罪鑑識作業、理化学、法医学、心理学、情報工学又は銃器弾薬類の知識を利用する犯罪鑑識作業並びに警察犬を利用して行う足跡追及、爆発物捜索及び捜索救助の作業	2,951千円	(1) 現場 日額560円 (2) 内勤 日額280円
警ら作業手当	特定警察官	交番等に勤務する地域警察官及び機動隊員等による警らの作業	48,178千円	(1) 日額340円 (2) 東日本大震災に対処するため、引き続き5日以上従事した場合は、1日につき840円を1の額に加算
夜間特殊業務手当	警察本部、警察署等に勤務する職員、総務部管財課に勤務する守衛	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	101,127千円	(1) 深夜の全部の勤務 1回980円 (2) 2時間以上の勤

	等			務 1回650円 (3) 2時間未満の勤務 1回410円
巡回診療手当	保健医療部保健医療政策課に勤務する職員	無医地区における巡回診療の業務	—	日額1,000円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の教頭、教諭、助教諭又は講師	小学校又は中学校の2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導の業務	5,063千円	日額290円
面接指導手当	通信教育を行う学校及びその協力校の教育職員（通信教育に従事することを本務とする職員を除く。）	面接指導の業務	1,953千円	1時間1,500円
兼務授業手当	高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）の全日制の課程の勤務を本務とする教育職員	本務の勤務時間を超える、高等学校の定時制の課程の授業の業務	74千円	授業1時間1,500円
	定時制の課程の勤務を本務とする教育職員	本務の勤務時間を超える、高等学校の全日制の課程の授業の業務		
税務手当	総務部税務課、県税事務所、自動車税事務所、宮古事務所県税課及び八重山事務所県税課に勤務する職員	県税に関する業務	51,240千円	日額500円から日額1,700円までの範囲内の額（滞納処分又は犯則取締りの業務に従事したときは日額100円を加算）
教員特殊業務手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。）	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務	505,268千円	日額8,000円から日額16,000円までの範囲内の額
		修学旅行、林間学校、臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの		日額4,250円
		対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は週休日、休日等に行うもの		日額4,250円
		部活動における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの		日額3,000円
		入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの		日額900円
農業機械等運	畜産研究センター、農	道路交通法（昭和35年法	368千円	日額230円

転作業手当	業研究センター、家畜保健衛生所又は家畜改良センターに勤務する職員（現業職員を含む。）	律第105号）第3条に規定する大型特殊自動車又は小型特殊自動車（耕うん機）の運転作業		
病虫害防除指導手当	病虫害防除技術センターに勤務する職員（行政職給料表の適用を受ける職員に限る。）	病虫害の発生予察及び防除指導の業務	1,385千円	日額870円から日額1,700円までの範囲内の額
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	訓練礼式、ポンプ操法訓練、体育訓練、救急実技訓練、火災防御訓練、救助訓練、水防訓練又は危険物実技の訓練の指導の業務	136千円	日額700円
夜間緊急呼出手当	特定警察官等	正規の勤務時間以外の時間において、特別な事情の下で行う交通取締等、爆発物等処理作業、私服捜査等又は鑑識作業等の業務	305千円	1回につき1,240円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教諭（特定の主任等の職務を担当する教諭に限る。）	教務その他教育に関する事項についての連絡調整及び指導助言の業務	117,698千円	日額200円
身辺警護等作業手当	警察官	身辺警護等の作業	461千円	日額640円 （特別の場合は、1,150円）
定時制夜間勤務手当	定時制の課程を置く高等学校に勤務する事務職員	定時制の課程に関する業務（午後5時以降において2時間以上従事した場合に限る。）	183千円	日額130円
	定時制の課程を置く高等学校に勤務する現業職員	炊事等の業務（午後5時以降において2時間以上従事した場合に限る。）		日額130円
外国勤務手当	外国に駐在することを命ぜられた職員	外国において特定の事務を処理する業務に従事したとき	56,339千円	月額（在外公館に勤務する外務公務員に対して支給される在勤基本手当の額に100分の80を乗じて得た額、住居手当の額、配偶者手当の額及び子女教育手当の額を合計した額）
道路上作業手当	土木事務所に所属する現業職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業	506千円	日額300円
東日本大震災関連作業手当	職員	東日本大震災に対処するため、次に掲げる区域で行う業務 (1) 東京電力（株）福島第一原子力発電所の敷地内の区域（免震重要棟外）	-	(1) 日額20,000円

		(2) 東京電力(株)福島第一原子力発電所の敷地内の区域(免震重要棟内) (3) 警戒区域に設定することとされた区域(屋外) (4) 警戒区域に設定することとされた区域(屋内) (5) 居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域(屋外) (6) 居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域(屋内)	(2) 日額5,000円 (3) 日額10,000円(東京電力(株)福島第一原子力発電所を中心とする半径3キロメートルの円内の区域の場合は、10,000円を加算) (4) 日額2,000円 (5) 日額5,000円 (6) 日額1,000円 (1)又は(5)について、作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合は、支給額の6割
--	--	--	---

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成28年度決算見込み)	2,918,626千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算見込み)	376千円
支給実績(平成27年度決算)	2,814,496千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	363千円

備考 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成28年度決算見込み)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(平成28年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成28年度決算見込み)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算見込み)
扶養手当	扶養親族(配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等)のいる職員に支給 (1) 配偶者 月額13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円(配偶者が不在の場合の1人目は11,000円)(16歳から22歳の子については1人につき5,000円加算)	同じ	—	2,463,576千円	233,337円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額	同じ	—	2,196,542千円	283,023円

	(2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額 (上限は月27,000円) 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1				
通勤手当	通勤距離が2キロメートル以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分については、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	異なる	交通機関利用の支給限度額月額55,000円まで	1,630,286千円	96,358円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額30,000円 (職員と配偶者等の住居の距離が100キロメートル以上の者に対し、距離に応じ、8,000円から70,000円までの範囲内の額を加算)	同じ	—	240,683千円	517,598円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 (部長、統括監、課長、校長、教頭等) に支給。職務に応じ39,700円から104,200円までの範囲内の額	異なる	俸給表、職務の級及び職の区分別に定められた額 (46,300円から146,400円までの範囲内) を支給	1,039,574千円	672,428円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に支給 (1) 医師又は歯科医師 月額413,300円以内 (35年間漸減しながら支給) (2) 獣医師 月額30,000円以内 (10年間漸減しながら支給)	異なる	獣医師に支給なし	90,728千円	1,314,899円
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ25パーセントから4パーセントまでの割合を乗じた額	同じ	—	710,931千円	598,427円
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署への異動等に伴って住居移転したとき、異動後3年間支給 (人事委員会で定める条件に該当	同じ	—		

	する者は6年間)。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ、異動後4年間は6パーセントから4パーセントまで、5年目は4パーセント、6年目は2パーセントの割合を乗じた額				
へき地手当	へき地教育振興法施行規則(昭和34年文部省令第21号)で定める基準によるへき地学校等に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、学校に応じ25パーセントから8パーセントまでの割合を乗じた額			1,173,760千円	837,204円
へき地手当に準ずる手当	へき地教育振興法施行規則(昭和34年文部省令第21号)で定める基準によるへき地学校等への異動に伴って住居移転したとき、異動後3年間(任命権者が必要と認める場合は6年間)支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、異動後5年間は4パーセント、6年目は2パーセントの割合を乗じた額				
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和47年沖縄県条例第43号)第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額	同じ	—	548,234千円	162,632円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ	—	226,858千円	101,639円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給。勤務1回につき4,200円(人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、7,200円又は5,900円)	同じ	—	456,204千円	186,739円
管理職員特別勤務手当	管理職員(大学の学長を含む。)が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給 (1) 大学の学長を除く管理職員 1回4,000円から12,000円まで (2) 大学の学長 1回18,000円	同じ	—	24,019千円	272,943円

義務教育等教員特別手当	公立の学校に勤務する教育職員に支給。職務の級及び号給に応じ月額2,000円から月額8,000円までの範囲内の額			766,926千円	63,163円
定時制通信教育手当	定時制又は通信制の課程を置く高等学校に勤務する校長及び教頭並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭等に支給 (1) 管理職員 給料月額の4パーセント又は2パーセント (2) 管理職員以外の職員 給料月額の6パーセント又は3パーセント			41,946千円	241,069円
産業教育手当	農業、水産、工業等の課程を置く高等学校に勤務し、実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目の授業及び実習を担当する時間数とその者の担当時間数の2分の1以上となる教諭、実習助手等に支給。給料月額6パーセント(定時制通信教育手当を受ける者は4パーセント)			107,713千円	248,187円
農林漁業普及指導手当	農業、林業又は水産業の普及指導事業に従事する職員に支給 (1) 管理職員 給料月額4パーセント (2) 管理職員以外の職員 給料月額8パーセント			27,976千円	282,586円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、本県に派遣された職員がその職員の住所又は居所を離れて、本県の区域に滞在することを要する場合に支給。1日につき3,970円から6,620円までの範囲内の額			-	-

(5) 特別職の報酬等の状況(平成28年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給料	知 事	1,230,000円
	副 知 事	970,000円
議員報酬	議 長	980,000円
	副 議 長	840,000円
	議 員	750,000円
期末手当	知 事	(平成28年度支給割合) 3.10月分
	副 知 事	(平成28年度支給割合) 3.10月分
	議 長	(平成28年度支給割合) 3.10月分
	副 議 長	(平成28年度支給割合) 3.10月分
	議 員	(平成28年度支給割合) 3.10月分

退職手当	知 事 副 知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		123万円×在職月数×0.50 97万円×在職月数×0.42	2,952万円 1,955万円	任期毎 任期毎

備考 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当見込額である。

(6) 公営企業職員の状況

ア 水道事業

(7) 職員給与費の状況

a 決算見込み

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B÷A	(参考) 平成27年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成28年度	千円 27,202,619	千円 781,141	千円 1,830,349	% 6.7	% 6.9

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B÷A	(参考) 都道府県平均 1人当たりの 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成28年度	人 226	千円 899,591	千円 224,592	千円 257,014	千円 1,381,197	千円 6,111	千円 7,007

- 備考 1 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。
 2 表中「職員数」は、平成29年3月31日現在の人数である。
 3 表中資本勘定支弁職員に係る職員給与費288,883千円は含まない。

b 特記事項

なし

(i) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖 縄 県	42.5 歳	346,717 円	518,600 円
団 体 平 均	44.5 歳	371,053 円	582,955 円
事 業 者	- 歳		- 円

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

(j) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

沖 縄 県	(一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額（平成28年度） 1,498千円	1人当たりの平均支給額（平成28年度） 1,606千円
(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.70 月分 (0.80) 月分	(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.70 月分 (0.80) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセン トまで 管理職加算 10パーセント	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセン トまで 管理職加算 10パーセント

備考 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当 (平成28年4月1日現在)

沖 縄 県			(一般行政職・団体平均等)
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	
勤続35年	41.325月分	49.59月分	
最高限度額	49.59月分	49.59月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2パーセントから45パーセントまでの割合を加算)			
(退職時特別昇給 無)			
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額
- 千円 21,589千円			19,608千円

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額である。

c 地域手当 (平成28年4月1日現在)

支給実績 (平成28年度決算見込み)			1,451千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算見込み)			483,560円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度 (支給率)
東京都特別区	2人	20.0%	20.0%
大阪府枚方市	1人	10%	- %

d 特殊勤務手当 (平成28年4月1日現在)

支給実績 (平成28年度決算見込み)			2,543千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算見込み)			10,381円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成28年度決算見込み)			44.4%	
手当の種類 (手当数)			5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成28年度 決算見込み)	左記職員に対する支給 単価
暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による事故発生防止のために必要な業務	457千円	1時間800円
用地等交渉業務手当	経理課管財班に所属する職員	用地取得に伴う交渉の業務	6千円	日額600円 (ただし、午後6時以降1,000円)
交替制勤務手当	各浄水管理事務所浄水課及び配水管理課水管理センターに所属する職員	交替制勤務 (浄水施設における24時間運転管理業務)	1,443千円	月額4,700円
特殊現場作業手当	職員	特殊現場又は危険な工事箇所で行う監督、測量検査、調査等	164千円	日額300円
		交通の頻繁な国道、県道又は市町村道の道路上において、交	40千円	日額150円

		通を遮断することなく行う監督、測量、検査、調査、検針、点検、修繕、交通整理等の作業		
		排泥処理、清掃作業、保守点検作業及び除塵作業	108千円	日額400円
		倉敷ダム管理事務所に勤務する職員が洪水警報発令中に行う河川の巡回監視作業	—	日額800円
有害毒薬物取扱手当	水質管理事務所に勤務する職員	水質試験業務	326千円	日額150円
		保護具を着用し、毒物劇物等を注入する設備の修繕作業、毒物劇物等又はオゾンの漏洩事故対応作業	—	日額230円

e 時間外勤務手当

支給実績（平成28年度決算見込み）	95,835千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算見込み）	436千円
支給実績（平成27年度決算）	93,241千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	430千円

備考 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成28年度決算見込み）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

f その他の手当（平成28年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成28年度決算見込み）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算見込み）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者 月額13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円（配偶者がいない場合の1人目は11,000円）（なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算）	同じ	—	37,550千円	255,445円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円	同じ	—	30,277千円	285,631円

	に加算した額（上限は月額27,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1 に掲げる額の2分の1				
通勤手当	通勤距離が2キロメートル以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同じ	—	38,270千円	166,119円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額30,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100キロメートル以上の者に対し、距離に応じ、8,000円から70,000円の範囲内の額を加算）	同じ	—	—	—
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給（企業技監、統括監、参事、課長等）。職の区分に応じ93,800円から49,900円までの範囲の額	同じ	—	13,591千円	715,337円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に当該職員に対して支給。勤務1回につき職の区分に応じ12,000円から6,000円までの範囲の額 また、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、勤務1回につき、職の区分に応じ6,000円から3,000円までの範囲の額	同じ	—	13千円	3,250円
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内の割合を乗じた額	同じ	—	11,989千円	157,747円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤	同じ	—	7,297千円	243,240円

務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額				
--------------------------------	--	--	--	--

イ 工業用水道事業

(7) 職員給与費の状況

a 決算見込み

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B ÷ A	(参考) 平成27年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成28年度	千円 638,584	千円 27,147	千円 24,247	% 3.8	% 4.9

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B ÷ A	(参考) 都道府県平均1 人当たりの給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成28年度	4人	千円 15,618	千円 4,387	千円 4,685	千円 24,690	千円 6,173	千円 6,564

- 備考 1 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。
 2 表中「職員数」は、平成29年3月31日現在の人数である。
 3 表中資本勘定支弁職員に係る職員給与費8,565千円（税込み）は含まない。

b 特記事項

なし

(4) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖 縄 県	42.0 歳	359,325 円	504,797 円
団体平均	44.8 歳	356,575 円	544,431 円
事 業 者	- 歳		- 円

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

(4) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

沖 縄 県	(一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額（平成28年度） 1,531千円	1人当たりの平均支給額（平成28年度） 1,545千円
(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.70 月分 (0.80) 月分	(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.70 月分 (0.80) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセン トまで 管理職加算 10パーセント	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセン トまで 管理職加算 10パーセント

備考 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当（平成28年4月1日現在）

沖 縄 県	(一般行政職・団体平均等)
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	

勤続20年	20.445月分	25.55625月分	1人当たり平均支給額 11,410千円
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	
勤続35年	41.325月分	49.59月分	
最高限度額	49.59月分	49.59月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (10パーセントから200パーセントまでの割合を加算) (退職時特別昇給 無)			
1人当たり平均支給額		— 千円 — 千円	

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額である。

c 地域手当 (平成28年4月1日現在)

支給実績 (平成28年度決算見込み)			0円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算見込み)			0円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度 (支給率)
東京都特別区	0人	20.0%	20.0%
大阪府枚方市	0人	10%	- %

d 特殊勤務手当 (平成28年4月1日現在)

支給実績 (平成28年度決算見込み)		14千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算見込み)		6,975円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成28年度決算見込み)		50.0%		
手当の種類 (手当数)		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成28年度 決算見込み)	左記職員に対する支給 単価
暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による 事故発生防止のため に必要な業務	10千円	1時間800円
用地等交渉業務手当	経理課管財班に所 属する職員	用地取得に伴う交 渉の業務	—	日額600円 (ただし、午後6時以 降400円加算)
交替制勤務手当	各浄水管理事務所 浄水課及び配水管 理課水管理セン ターに所属する職 員	交替制勤務 (浄水 施設における24時 間運転管理業務)	—	月額4,700円
特殊現場作業手当	職員	特殊現場又は危険 な工事箇所で行う 監督、測量検査、 調査等	3千円	日額300円
		交通の頻繁な国 道、県道又は市町 村道の道路上にお いて、交通を遮断 することなく行う 監督、測量、検 査、調査、検針、 点検、修繕、交通 整理等の作業	—	日額150円

		排泥処理、清掃作業、保守点検作業及び除塵作業	—	日額400円
		倉敷ダム管理事務所に勤務する職員が洪水警報発令中に行う河川の巡回監視作業	—	日額800円
有害毒薬物取扱手当	水質管理事務所に勤務する職員	水質試験業務	—	日額150円
		保護具を着用し、毒物劇物等を注入する設備の修繕作業、毒物劇物等又はオゾンの漏洩事故対応作業	—	日額230円

e 時間外勤務手当

支給実績（平成28年度決算見込み）	1,824千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算見込み）	456千円
支給実績（平成27年度決算）	1,254千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	313千円

備考 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成28年度決算見込み）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

f その他の手当（平成28年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成28年度決算見込み）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算見込み）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者 月額13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円（配偶者がいない場合の1人目は11,000円）（なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算）	同じ	—	769千円	192,250円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000	同じ	—	968千円	322,800円

	円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額27,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居1に掲げる額の2分の1				
通勤手当	通勤距離が2キロメートル以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同じ	—	802千円	200,545円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額30,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100キロメートル以上の者に対し、距離に応じ、8,000円から70,000円の範囲内の額を加算）	同じ	—	—	—
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給（企業技監、統括監、参事、課長等）。職の区分に応じ93,800円から49,900円までの範囲の額	同じ	—	—	—
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に当該職員に対して支給。勤務1回につき職の区分に応じ12,000円から6,000円までの範囲の額 また、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、勤務1回につき、職の区分に応じ6,000円から3,000円までの範囲の額	同じ	—	—	—
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において、正規の勤務	同じ	—	10千円	10,071円

	時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内の割合を乗じた額				
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ	—	—	—

ウ 病院事業

(7) 職員給与費の状況

a 決算見込み

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B ÷ A	(参考) 平成27年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成28年度	千円 54,041,709	(純損失) 千円 875,970	千円 30,733,902	% 56.9	% 56.7

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B ÷ A	(参考) 都道府県平均 1人当たりの 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成28年度	人 2,745	千円 11,027,055	千円 6,439,827	千円 3,939,125	千円 21,406,007	千円 7,798	千円 7,300

- 備考 1 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。
 2 表中「職員数」は、平成29年3月31日現在の人数である。
 3 表中資本勘定支弁職員に係る職員給与費0千円は含まない。

b 特記事項

なし。

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成28年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖 縄 県			
医 師	44.0 歳	536,880 円	1,539,773 円
看 護 師	40.5 歳	299,339 円	503,591 円
事務職員	41.7 歳	325,141 円	531,336 円
団 体 平 均			
医 師	44.7 歳	568,553 円	1,422,787 円
看 護 師	38.3 歳	305,910 円	485,069 円
事務職員	43.7 歳	351,526 円	558,700 円
事 業 者	- 歳		- 円

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

沖 縄 県	(一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額 (平成28年度) 1,435千円	1人当たりの平均支給額 (平成28年度) 1,402千円
(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.70月分 (0.80)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセントまで 管理職加算 10パーセント	

備考 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当 (平成28年 4月 1日現在)

沖 縄 県	(一般行政職・団体平均等)
(支給率) 自己都合 20.445月分 勤続20年 29.145月分 勤続25年 41.325月分 勤続35年 49.59月分 最高限度額 49.59月分 その他の加算措置 (2パーセントから45パーセントまでの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 2,893千円	応募認定・定年 25.55625月分 34.5825月分 49.59月分 49.59月分 定年前早期退職特例 (2パーセントから45パーセントまでの割合の額を加算) 1人当たり平均支給額 21,841千円
	1人当たり平均支給額 6,557千円

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額である。

c 地域手当 (平成28年 4月 1日現在)

支給実績 (平成28年度決算見込み)		317,968千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算見込み)		900,759円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率
医師・歯科医師	353人	16.0%
		一般行政職の制度 (支給率) -%

d 特殊勤務手当 (平成28年 4月 1日現在)

支給実績 (平成28年度決算見込み)		769,553千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算見込み)		293,611円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成28年度決算見込み)		95.5%		
手当の種類 (手当数)		9		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成28年度決算見込み)	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫手当	医師及び歯科医師以外の職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) 第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区	—	日額290円

		域において、感染症の病原体を有する者若しくは有する疑いのある者の看護等の作業又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業			
	運転士	感染症の病原体を有する者又は有する疑いのある者の搬送業務			
夜間看護等手当	助産師、看護師、准看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、薬剤師若しくは看護補助員（看護学校を卒業した者に限る。）又は管理者がこれらに準ずると認める職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日午前5時まで）において行われる看護等の業務	深夜の全部を含む勤務	17,700千円	1回6,800円
			深夜における勤務時間が4時間以上	227,017千円	1回3,300円
			深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満	230,715千円	1回2,900円
			深夜における勤務時間が2時間未満	2千円	1回2,000円
	病院事業医療職給料表の適用を受ける職員のうち管理者の定める職員	正規の勤務時間以外の時間において救急患者に対処するために呼出しを受けて従事する1時間以上の業務	9,940千円	1回1,620円	
巡回診療手当	医師及び歯科医師	離島へき地の巡回診療の業務	55千円	月額5,000円	
	看護師、病理細菌技術者及び診療放射線技術者		2千円	月額1,500円	
暴風雨時手当	職員	暴風雨時（当該職員が勤務する事業所における業務又は事務の全部又は一部が、台風の来襲等による事故発生の防止のための措置として停止された期間に限る。）において、業務に従事することを特別に命ぜられたときの業務	4,808千円	1時間500円	
医師手当	医師及び歯科医師	医療業務等	247,859千円	月額25,000円から月額200,000円までの範囲内の額	
	医師	病理学的検査の業務	3,600千円	月額100,000円	
	医師	放射線診療又は麻酔の業務	19,515千円	月額50,000円	
夜間特殊業務手当	施設管理技士	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	深夜の全部を含む勤務	200千円	1回980円
			深夜における勤務時間が2時間以上	0円	1回650円
			深夜における	0円	1回410円

			勤務時間が2時間未満	
精神保健業務手当	病院（精和病院を除く。）に所属する運転士	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律123号）第5条に規定する精神障害者の搬送業務	0円	日額230円
離島診療支援手当	職員	離島病院等に勤務する職員以外の職員による離島病院等における診療支援の業務	8,140千円	離島診療支援手当基礎額に、支援業務に従事した日数を乗じて得た額
高電圧作業手当	職員	交流600ボルト以上又は直流750ボルト以上の電圧を有する電流の送電中における受送電設備の保守又は補修の作業	0円	日額230円

e 時間外勤務手当

支給実績（平成28年度決算見込み）	2,486,936千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算見込み）	920千円
支給実績（平成27年度決算）	2,509,293千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	928千円

備考 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成28年度決算見込み）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

f その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成28年度決算見込み）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算見込み）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者 月額13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円（配偶者がいない場合の1人目は11,000円）（なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算）	同じ	—	290,892千円	226,199円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額27,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1	同じ	—	357,310千円	278,713円

	に掲げる額の2分の1				
通勤手当	通勤距離が2キロメートル以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同じ	—	179,861千円	89,617円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額30,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100キロメートル以上の者に対し、距離に応じ、8,000円から70,000円までの範囲内の額を加算）	同じ	—	34,160千円	610,002円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給。職の区分に応じ、月額49,900円から110,100円までの範囲内の額	同じ	—	41,191千円	957,930円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職員（医師又は歯科医師）に支給。月額343,500円以内（35年間漸減しながら支給）	同じ	—	1,289,523千円	3,716,206円
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ25パーセントから4パーセントまでの割合を乗じた額	同じ	—	322,397千円	536,434円
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署への異動等に伴って住居移転したとき、異動後3年間支給（人事委員会で定める条件に該当する者は6年間）。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ、異動後4年間は6パーセントから4パーセントまで、5年目は4パーセント、6年目は2パーセントの割合を乗じた額	同じ	—		
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ	—	368,967千円	233,376円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給。勤務1回につき4,200円	同じ	—	1,042千円	94,691円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例で定めた職員の1週間の勤務時間の状況である。

勤務時間の状況（平成28年4月1日現在）

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日

38時間45分	(下記以外) 午前8時30分 (教育庁(小中)) 午前8時15分 (教育庁(県立)) 午前8時30分 (警察本部) 午前9時30分	(同左) 午後5時15分 (同左) 午後4時45分 (同左) 午後5時 (同左) 午後6時15分	(同左) 正午から午後1時まで (同左) 45分(市町村による) (同左) 午後1時10分から同時 55分まで (同左) 正午から午後1時まで	日曜日及び土曜日
---------	--	---	---	----------

備考 「勤務時間の割振り」は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの時間帯又はそれに準じた時間帯に勤務時間が割り振られている職員の勤務時間である。

(2) 年次休暇の状況

職員に与えられる年次休暇の1人当たりの平均使用日数の状況である。職員に与えられる年次休暇は、1年について20日であり、その年に受けなかった日数がある場合は、翌年に限り、繰り越すことができる。

年次休暇の状況(平成28年1月1日から同年12月31日まで)

総付与日数	総使用日数	全期間在職職員数	1人当たり 平均使用日数
901,298日	254,628日	20,441人	12日

備考 1 「全期間在職職員数」は、当該年の1月1日から12月31日までの全期間在職した職員の合計とし、当該期間の中途に採用された者及び退職した者、当該期間中に育児休業又は分限休職の事由がある職員並びに派遣職員の数を除く。

2 「総付与日数」は、当該年の1月1日現在において全期間在職した職員に付与された日数(前年からの繰越分を含む。)の合計である。

3 「総使用日数」は、全期間在職した職員の使用した年次休暇の合計である。

(3) 特別休暇等の状況(平成28年4月1日現在)

種 類	付与日数
1 公傷休暇(公務上の傷病)	必要と認める期間
2 療養休暇(結核性疾患)	1年の範囲内で必要と認められる期間
3 病気休暇(公務によらない負傷又は疾病(結核性疾患を除く。))	90日(妊娠中の女性職員が妊娠に起因する疾病の場合は120日)の範囲内で必要と認める期間
4 生理休暇	必要と認める期間
5 産前休暇	8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)以内に出産する予定の職員の女性職員が休暇を請求した場合は、出産日までの期間
6 産後休暇	出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間内で、必要とする期間
7 慶弔休暇 (1) 親族が死亡した場合 (2) 父母、配偶者及び子の祭祀を行う場合 (3) 結婚する場合	(1) 配偶者10日、父母及び子7日、 祖父母等3日、孫等1日 (2) 1日 (3) 5日(企業局 8日)
8 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により交通の制限又は遮断された場合	理由の発生している期間
9 風水震災その他非常災害により交通遮断された場合	理由の発生している期間

10 風水震災その他天災地変により職員の現住居が滅失又は破壊された場合	連続した15日以内
11 交通機関の事故等の不可抗力の事故の場合	理由の発生している期間
12 所轄機関の業務又は事業の運営上の必要に基づき、業務又は事業の全部又は一部を停止した場合（台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。）	理由の発生している期間
13 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	必要と認める日又は時間
14 選挙権その他の公民権を行使する場合	必要と認める日又は時間
15 生後1年に達しない生児を育てる場合	1日2回各30分以上60分以内（合計90分以内）又は1日1回90分
16 妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものと認める場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日に1時間を超えない範囲内で必要と認める時間
17 職員の配偶者が出産する場合でその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における5日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員は、その者の勤務時間等を考慮し、5日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める時間）の範囲内の期間
18 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1暦年について5日（子が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間
19 夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	6月から10月までの期間内に5日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員は、5日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）の範囲内の期間
20 妊娠中及び出産後の女性職員が健康審査及び保健指導を受ける場合	1日以内で必要な時間
21 妊娠中の女子職員がつわり等の障害により勤務することが著しく困難な場合	一妊娠期間中につき7日を超えない範囲内の期間（企業局10日を超えない範囲内の期間）
22 配偶者の出産のための看護、家事等に従事する場合	出産前10日以内及び出産後10日以内において、3日を超えない範囲内で必要と認める期間
23 旧盆の場合	旧盆該当日のうち1日
24 風水震災その他天災地変により本人（10に区分する特別休暇に該当する場合を除く。）又は家族の住居の滅失、破壊による復旧作業	本人の住居の場合10日以内 家族の住居の場合5日以内
25 骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、提供に必要な登録、検査又は入院のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要な登録、検査又は入院のため勤務しないことがやむを得ないと認められる期間
26 社会に貢献する活動を行う場合	1暦年について5日の範囲内の期間
27 組合休暇（無給休暇）	1暦年について30日の範囲内の期間

	(警察本部を除く。)
28 介護休暇(無給休暇)	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、6月の期間内において必要と認められる期間
29 新型インフルエンザ等感染症により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
30 職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会で定める者で、要介護状態にある対象家族の介護その他の人事委員会規則で定める世話をするため勤務しないことが相当であると認められる場合	1暦年について5日(要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間
31 検疫法(昭和26年法律第201号)第16条第2項に規定する停留の対象となった場合	必要と認められる期間(警察本部のみ)

5 職員の休業の状況(平成28年度)

(1) 育児休業取得者数

(単位:人)

育児休業			育児部分休業			育児短時間休業		
男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
52	750	802	3	51	54	2	50	52

(2) 自己啓発等休業

ア 取得者数 (単位:人)

年度取得者数		
男性	女性	計
7	7	14

イ 取得状況

(単位:人)

教育施設									奉仕活動		
大学			大学院			その他					
男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
3	1	4	4	5	9	0	1	1	0	0	0

備考 自己啓発等休業は、沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年沖縄県条例第56号)に基づき申請された休業の状況とする。

(3) その他の休業

(単位:人)

大学院修学休業			修学部分休業			配偶者同行休業		
男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
0	0	0	0	0	0	0	5	5

6 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

地方公務員法及び沖縄県職員の分限に関する条例(昭和47年沖縄県条例第4号)に基づき、分限処分に付された者の状況である。

分限処分の状況(平成28年度)

(単位:件)

処 分 事 由	地方公務員法	降 任	免 職	休 職	合 計

勤務実績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	0	/	0
心身の故障の場合	第28条第1項第2号及び第2項第1号	0	0	806	806
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	0	/	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0	/	0
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号	/	/	0	0
沖縄県職員の分限に関する条例第2条の規定による場合	第27条第2項	/	/	1	1
地方公務員法第28条第4項の規定により失職した者		/	/	/	1
沖縄県職員の分限に関する条例第7条の規定により失職しなかった者		/	/	/	0
合 計		0	0	807	808

備考 1 職員のうち、地方公務員法及び沖縄県職員の分限に関する条例に基づき分限処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上している。

2 2以上の処分事由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由の区分に計上している。

3 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度計上している。

(2) 懲戒処分の状況

地方公務員法に基づき、懲戒処分に付された者の状況である。

懲戒処分の状況（平成28年度）

（単位：件）

処 分 事 由	地方公務員法	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	4	5	14	4	27
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	2	3	0	0	5
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第29条第1項第3号	1	3	2	1	7
合 計		7	11	16	5	39

備考 1 職員のうち、地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、その数を重複して計上している。

2 2以上の処分事由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由に計上している。

7 職員のサービスの状況

地方公務員法第38条及び営利企業等の従事制限に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第5号）の規定に基づく営利企業等の従事許可の状況である。

営利企業等の従事許可の状況（平成28年度）

区 分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可申請	475件	475件

8 職員の退職管理の状況

公社等指導監督要領（平成16年11月19日付け沖縄県知事通達）及び公社等外郭団体への県退職者の再就職状況の公表に関する取扱い（平成18年12月4日付け総務部長通知）に基づく退職者（課長級以上の職で退職した者に限る。）の再就職状況である。

再就職の状況（平成28年7月1日から平成29年6月30日までの期間）

区分	株式会社法人	公益財団法人	一般財団法人	特別法人	特殊法人	合計
特別職	0人	0人	0人	0人	0人	0人
部長級	4人	2人	0人	1人	1人	8人
統括監級	0人	1人	0人	0人	0人	1人
課長級	1人	0人	0人	0人	0人	1人

9 職員の研修の状況

地方公務員法第39条の規定に基づき任命権者が行う職員の主な研修の状況である。

主な研修の状況（平成28年度）

研修の名称	研修の内容	対象者	実施回数	修了者数
新採用職員前期研修	県の組織と仕事、ビジネスマナー、文書事務の基本、会計事務の基本、知事講話、福利厚生と共済制度、地方自治制度、地方公務員制度、危機管理と災害対策、行政の情報化、沖縄振興について、人事評価制度	平成28年度当初採用された全職員、前年度中途採用職員及び前年度同研修未修了者	2回	216人
新採用職員後期研修	地方自治法演習、地方公務員法演習、沖縄の歴史と文化、少子・高齢社会対策の現状と課題、財政のしくみ、行政改革について、仕事の進め方、条例・規則のしくみ、心と体の健康管理、沖縄の基地問題、沖縄県の国際交流・国際協力、沖縄戦について、国際ボランティア	平成28年度新採用職員前期研修修了者及び前年度後期研修未修了者	2回	191人
【教育庁】 新採用職員等研修会 (事務局)	公務員としての基礎的な知識及び事務処理方法を習得し、業務の円滑化を期す。	新採用職員及び新たに行政に携わることとなった者	1回	60人
【教育庁】 県立学校新規採用事務職員研修会	学校事務として必要な基礎知識等を身につける講義、実務研修等	新規採用事務職員	3回	16人
【教育庁】 公立学校新規採用事務職員研修	公立学校新規採用事務職員の資質の向上を図るとともに、事務処理の効率化と学校運営の円滑化に資する。	新規採用事務職員	1回	30人
【教育庁】 公立学校新規採用事務職員研修 (小中)	給与・旅費実務研修、サービス・健康管理関係講話等	新規採用事務職員	1回	6人
【警察本部】 新採用職員研修(初任科)	団体生活を通して、警察官、警察職員としての職責の自覚と社会人としての心構えを養うとともに、体力気力の錬成を図る。	平成28年度に採用された全警察職員	3回	112人
【警察本部】 新採用職員研修(初任補修科)	警察官としての職業倫理を培い、自信と誇りを持たせ、人間性豊かな人格の形成を図るとともに、専門的な法学及び地域警察活動の基本となる法学、実務、術科等の教養を実施する。	平成27年度の新規採用職員研修(初任科)及び平成28年度の新規採用職員研修(初任科)を修了した警察官	3回	109人
【病院事業局】 新採用職員前期研修 (事務職員・コメデ)	・県立病院の概要及び経営状況 ・新採用職員に知ってほしいこと ・給与制度	新採用職員(事務職員・コメディカル職員・看護師)	2回	179人

イカル職員・看護師)	<ul style="list-style-type: none"> ・文書事務の基本 ・会計事務の基本 ・福利厚生、共済制度、公務災害 ・病院現場における接遇の基本 ・地方公務員の服務 ・情報セキュリティ ・経営支援の業務内容、診療材料と薬品、診療報酬、DPC、病院経営と医療の質 			
【病院事業局】 新採用職員後期研修 (事務職員・コメディカル職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬の仕組みとDPCレセプト演習 ・キャリアデザイン ・初任者向けクレーム対応 ・病院現場におけるリスク管理の実態 ・地域医療連携の実際について 	新採用職員（事務職員・コメディカル職員）	1回	44人
【教育庁】 県立学校事務職員昇任時研修会	中堅職員としての役割に関する講義、問題解決能力を高めるための演習等	事務職員	3回	37人
【警察本部】 昇任時研修	中核となる警察職員としての知識技能の習得を図る	巡査部長及び警部補（警察官）や主任及び係長（警察事務職員）に昇任し、又は昇任が予定されている職員	4回	27人
【病院事業局】 昇任職員研修 (事務職員・コメディカル職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション ・県立病院の経営 ・セクハラ、パワハラ ・メンタルヘルス 	主任及び主査級に昇任した事務職員及びコメディカル職員	1回	43人
主任級第一部研修	壁を乗り越える研修、行政課題研究Ⅱ（ディベート）、公務員倫理Ⅰ、行政改革、メンタルヘルス、危機管理	平成28年度に主任に昇任した全職員及び前年度同研修未修了者	5回	143人
主任級第二部研修	説明力向上研修	主任級昇任後3年経過した全職員及び前年度同研修未修了者	3回	117人
主査級第一部研修	公務員倫理Ⅱ、政策形成入門、メンタルヘルス、危機管理	平成28年度に主査級に昇任した全職員及び前年度同研修未修了者	4回	148人
主査級第二部研修	主査級の役割	主査級昇任後3年経過した全職員及び前年度同研修未修了者	4回	133人
班長級第一部研修	コーチアプローチファシリテーション、公務員倫理Ⅲ、メンタルヘルス、パブリシティとマスコミ対応、危機管理、クレーム対応、人事評価制度	平成28年度に班長級に昇任した全職員及び前年度同研修未修了者	3回	147人
班長級第二部研修	リーダーシップ研修	班長級昇任後3年経過した全職員及び前年度同研修未修了者	3回	104人
課長級研修	組織マネジメント、県職員の労務	平成28年度に課長	2回	73人

	管理、パブリシティとマスコミ対応、知事講話、職員の健康管理、危機管理、沖縄振興について、男女共同参画について、人事評価制度	級に昇任した全職員及び前年度同研修未修了者		
管理者特別研修	知事講話及び講演	本庁課長級（出先機関における相当職を含む。）以上の職にある職員	1回	288人
再任用職員予定者研修	再任用職員としての心構え、文書管理システム操作、財務会計システム操作、旅費システム操作	平成29年度に再任用職員に採用予定の全職員	4回	179人
【教育庁】 県立学校事務長研修会	教育主要施策、服務、危機管理、財政、行政説明等	事務長	1回	75人
省庁等派遣研修	県の業務と密接な関係のある省庁等との人的ネットワークを構築し、職員の視野を広め意識改革の実現を図るため、省庁、水道事業体、民間企業等へ職員を派遣する。	－	1回	26人
自治大学校研修	地方自治に関する高度で専門的な知識を習得するため、自治大学校へ職員を派遣する。	－	7回	13人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度の状況

地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況である。

厚生制度の状況（平成28年度）

区 分	内 容	実施状況
職員の保健に関すること	定期健康診断 【警察本部】 メンタルヘルスセミナー	受診率99.6パーセント（教育委員会については、事務局職員のみを集計している） 平成29年 1月12日
職員の元気回復に関する こと	職員球技大会	【知事部】 県内 8 ブロックにおいて、野球、バレーボール、ソフトボール等の種目及びその他のレクの種目の中から 5 種目以上を実施し、延べ3,520人が参加 【企業局】 ボウリング、ソフトバレーボール、卓球、バドミントン 【病院事業局】 ソフトボール、バドミントン、ソフトバレーボール、パークゴルフ
その他厚生に関すること	職員住宅	【知事部】 4 か所 (254戸) 東京30戸、名護51戸、宮古72戸、八重山101戸 【企業局】 1 か所 (4戸) 名護 4 戸 【教育庁】 4 か所 (317戸) 沖縄本島146戸、久米島31戸、宮古67戸、八重山73戸 【病院事業局】 3 か所 (35戸) 名護 3 戸、宮古 8 戸、八重山24戸
	警察職員待機宿舎	【警察本部】 32宿舎、419戸

<p>ライフプランセミナー等</p>	<p>【知事部】 ライフプランの基礎、退職後のプラン設計、教育資金の準備、住宅取得の準備（延べ206名受講） 【警察本部】 平成28年7月13日、同月14日、同月15日</p>
<p>職員互助会の運営</p>	<p>【知事部】 団体名 沖縄県職員厚生福利振興会 公費補助金額 31,609千円 公費補助率 50パーセント 会員数 5,583人 会員1人当たり補助金額 5,662円 主な給付の件数及び実績額 ・育児支援金 130件 7,200千円 ・介護支援金 0件 0円 ・スポーツ・レジャー・芸術鑑賞等助成金 2,096件 5,796千円 ・宿泊施設利用助成 2,763件 12,551千円 ・疾病予防検診助成金 1,852件 12,286千円 ・生涯能力開発助成金 220件 955千円 ・予防接種助成金 1,643件 3,674千円 ・ファミリーサポートセンター利用助成金 37件 273千円 ・球技大会助成金 1件 50千円 ・ボランティア活動助成金 22件 102千円 【教育庁】 団体名 沖縄県教職員互助会 公費補助金額 43,504千円 公費補助率 50パーセント 会員数 13,292人 会員1人当たり補助金額 3,273円 主な給付の件数及び実績額 ・育児休業給付金 1,021件 23,993千円 ・人間ドック助成金 8,339件 41,695千円 ・生活相談事業 296件 2,191千円</p>

(2) 公務災害補償の状況

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく職員の公務災害補償の状況である。

ア 公務災害（平成28年度）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年度末 未処理件数
		公務上	公務外		
11	216	211	3	0	13

イ 通勤災害（平成28年度）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年度末 未処理件数
		通勤災害該当	通勤災害非該当		
2	10	12	0	0	0

第3 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した競争試験及び選考試験の状況である。

(1) 採用試験の実施状況（平成28年度）

ア 上級試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験 合格者数	最終合格者数	競争倍率 (倍)

行 政 I	1,365	1,194	83	51	23.4
社 会 福 祉	70	61	20	10	6.1
電 気	38	30	10	5	6.0
機 械	28	24	8	5	4.8
土 木	67	54	22	17	3.2
建 築	20	16	11	10	1.6
化 学	24	23	10	6	3.8
農 業	38	37	10	5	7.4
農 業 土 木	39	38	25	18	2.1
農 芸 化 学	45	40	5	3	13.3
畜 産	7	5	2	2	2.5
林 業	12	12	5	2	6.0
水 産	13	10	6	3	3.3
病 院 事 務	88	82	10	5	16.4
警 察 事 務	173	144	30	10	14.4
計	2,027	1,770	257	152	11.6

イ 中級試験

区 分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
県立学校事務Ⅰ	439	305	18	10	30.5
県立学校事務Ⅱ	62	54	6	3	18.0
市町村立学校事務	426	317	45	24	13.2
計	927	676	69	37	18.3

ウ 初級試験

区 分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
一般事務	508	298	26	18	16.6
土 木	4	3	1	1	3.0
農 業 土 木	5	4	1	1	4.0
警 察 事 務	208	107	30	8	13.4
計	725	412	58	28	14.7

エ 警察官試験

区 分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
警察官A(男性)	512	401	181	54	7.4
警察官A(女性)	103	62	29	8	7.8
警察官A(武道指導)	4	4	2	1	4.0
警察官B(男性)	1,052	713	236	54	13.2

警察官 B (女性)	298	160	42	12	13.3
警察官 B (武道指導)	1	1	1	1	1.0
計	1,970	1,341	491	130	10.3

オ 身体障害者を対象とした採用選考試験

区 分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
一般事務	21	21	4	1	21.0
計	21	21	4	1	21.0

カ 採用試験の実施日程

試験の種類	試験公告日	受付期間	第1次試験日	第1次試験合格発表日	第2次試験日	最終合格発表日
上級試験	4月8日	5月9日から 同月20日まで	6月26日	7月8日	7月24日から 8月16日まで	9月9日
中級試験	4月8日	7月19日から 8月1日まで	9月25日	10月7日	10月23日から 11月8日まで	11月25日
初級試験	4月8日	7月19日から 8月1日まで	9月25日	10月7日	10月23日から 11月4日まで	11月25日
警察官 A	4月8日	5月9日から 同月20日まで	7月9日及 び同月10日	7月22日	8月6日から 同月17日まで	9月2日
警察官 B	4月8日	7月19日から 8月1日まで	10月15日及 び同月16日	10月28日	11月12日から 同月28日まで	12月16日
身体障害者を対象とした採用選考試験	4月8日	7月19日から 8月1日まで	10月16日	10月28日	11月11日	11月25日

備考 警察官 A及び警察官 B試験については、男性、女性とも同一日程である。

(2) 採用選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した採用選考の状況である。

採用選考の状況（平成28年度）

職 種	選 考 申 請 人 数						選考承認人数
	知事部局	教育委員会	警察本部長	病院事業局	その他	合 計	
統括監級	1					1	1
課長級	1	4				5	5
班長級		5				5	5
主査級		10	2			12	12
主任級	1		1			2	2
主事級	1		1	2		4	4
医長				4		4	4
医師	3			48		51	51
獣医師	5					5	5
保健師	7					7	7
看護師				130		130	130
薬剤師				5		5	5
学校栄養職員		3				3	3

臨床検査技師				17		17	17
臨床工学技士				11		11	11
理学療法士				5		5	5
管理栄養士				2		2	2
言語聴覚士				1		1	1
診療放射線技師				1		1	1
職業訓練指導員	2					2	2
警察官			6			6	6
渉外事件調査員			2			2	2
航海士	1					1	1
機関士	2					2	2
専門員		4				4	4
司書		1				1	1
計	24	27	12	226		289	289

(3) 昇任試験の実施状況（平成28年度）

職員の任用に関する規則に基づき、警察本部長が実施した昇任試験の状況である。

昇任試験の実施状況（平成28年度）

試験の種類	受験資格	試験日	申込者数	受験者数	第1次合格者	最終合格者	競争倍率
巡査部長（一般）	大学卒業者 巡査の階級に3年以上在級している者 短大卒業者 巡査の階級に4年以上在級している者 その他 巡査の階級に5年以上在級している者	第1次 平成28年4月30日 第2次 平成28年6月6日 第3次 平成28年7月1日及び同月4日	470	465	110	57	8.16
警部補（一般）	大学卒業者 巡査部長の階級に2年以上在級している者 短大卒業者 巡査部長の階級に3年以上在級している者 その他 巡査部長の階級に4年以上在級している者	第1次 平成28年5月7日 第2次 平成28年6月1日 第3次 平成28年6月29日及び同月30日	417	402	107	49	8.20
警部（一般）	警部補の階級に4年以上在級している者	第1次 平成28年6月11日 第2次 平成28年6月27日 第3次 平成28年7月25日及び同月26日	355	336	70	23	14.61

備考 在級期間の計算は、休職、療養及び育児休業期間が6か月を超える場合は、その期間を除く。

(4) 昇任選考の状況（平成28年度）

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した昇任選考の状況である。

昇任選考の状況（平成28年度）

職 種	選 考 申 請 人 数										選考承認人数
	知 事 局	議 会 長	選 挙 管 理 委 員 会	代 表 監 査 委 員 会	教 育 委 員 会	人 事 委 員 会	警 察 本 部 長	企 業 局	病 院 局	合 計	
部長級	5								2	7	7
統括監級	20				3		4		7	34	34
課長級	49	1		1	9		12	2	5	79	79
班 長 級	班 長 (主 幹、課 長 補 佐、事 務 長 等 含 む。)	85			9		2		1	97	97
	研 究 主 幹	2								2	2
	浄 化 セ ン タ ー 長	1								1	1
	部 長 ・ 副 部 長 (医 師)								9	9	9
	看 護 主 幹								6	6	6
	副 技 師 長								4	4	4
	課 長 ・ 室 長							2	2	4	4
計	162	1		1	21		20	2	36	243	243

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

地方公務員法の規定に基づき、人事委員会が実施した報告及び勧告の状況である。

給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況（平成28年度）

報告及び勧告の年月日	報告及び勧告の内容	実施状況
平成28年10月11日	<p>報 告</p> <p>1 本年の給与改定について</p> <p>(1) 給料表 給料表（教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)を除く。）については、国家公務員の俸給表改定に関する人事院勧告に準じて改定する必要がある。また、教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)については、行政職給料表との均衡を考慮し、改定を行う必要がある。</p> <p>(2) 初任給調整手当 医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告に準じて改定する必要がある。</p> <p>(3) 期末手当及び勤勉手当 期末手当及び勤勉手当については、年間の支給月数を0.10月分引き上げ、4.30月分とする必要がある。 支給月数の引き上げ分は、本年度については、12月期の勤勉手当を0.10月分引き上げ、平成29年度以降においては6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分することとする。 再任用職員、大学の学長並びに一般職の任期付研究員及び任期付職員についても、この改定との均衡を考慮した措置を行う必要がある。 また、人事院は、本年の人事院勧告において、再任用職員の増加や在職期間の長期化等が見込まれる状況を踏まえ、再任用職員の勤勉手当について、勤務実績を支給額により反映し得るよう、「優秀」の成績率を「良好」の成績率よりも一定程度高くなるよう設定することを報告した。同報告や他の都道府県の状況等を考慮し、検討を行う必要がある。</p> <p>(4) その他の課題 ア 獣医師の処遇 獣医師については、人材確保を図る観点から、他の都道府県との均衡を考慮し、初任給調整手当の支給期間の拡大など、処遇の改善に向け取り組む必要がある。</p>	

イ 特地勤務手当

特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）については、離島その他の生活に著しく不便な地に所在する公署ごとにそれぞれ級地区分が定められているが、本委員会としては、社会経済情勢の変化を踏まえた上で、国や他の都道府県の状況を考慮し、引き続き必要な検討を行っていくこととする。

2 扶養手当の見直しについて

人事院は、本年の人事院勧告において、民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、配偶者に係る手当額については、他の扶養家族に係る手当額と同額まで減額するとともに、子に係る手当額については、子に要する経費の実情や、我が国全体として少子化対策が推進されていることに配慮し、引き上げを行うなど扶養手当の見直しを勧告した。

本委員会としては、地方公務員法に定める情勢適応の原則、均衡の原則等の給与決定の諸原則に則り、従来、職員の給与制度については国家公務員の給与制度に準ずることを基本としてきたところであることから、人事院の扶養手当の見直しの内容などを踏まえ、人事院勧告に準じて改正する必要がある。

3 公務運営に関する課題について

(1) 勤務環境の整備

ア 時間外勤務の縮減と勤務時間の管理

時間外勤務の縮減については、職員の心身の健康保持のみならず、公務能率の向上等を図る上で重要な課題であり、本委員会では、従来からその必要性を指摘してきたところである。

各任命権者においても、これまで様々な取組を推進してきたところであるが、昨年度、一部の任命権者では一人当たりの年間総実勤務時間数が前年度から増加するなど、依然として長時間の時間外勤務が生じている。

このことから、各任命権者においては、時間外勤務が生ずる要因の調査・分析及びこれまでの取組の検証を進め、業務の更なる効率化や繁忙期における業務支援等業務の平準化に取り組みほか、業務実態に応じた適正な人員配置など、より一層の取組を推進する必要がある。

これらの取組においては、管理監督者が勤務時間管理における自らの役割を強く認識することが何よりも重要であり、勤務管理システム等を活用し、所属職員の勤務状況の適確な把握と適時・適正な業務管理に努めるとともに、事前命令の徹底等により時間外勤務の更なる縮減に努めることが重要である。

また、各任命権者においては、職員の健康管理等の見地から、出退勤（勤務）時間の正確な把握や、宿日直等の勤務体制及び休憩時間の付与等について、適切な管理に努める必要がある。

特に、学校現場における教職員の勤務時間の管理については、改善の余地があることから、管理監督者においては所属職員の勤務時間を正確に把握するための取組を引き続き進めるとともに、任命権者においても、学校現場の実態を把握した上で、適正な勤務環境の確保に向け、勤務管理システムの導入等実効性のある具体的な取組を進める必要がある。

イ 仕事と家庭の両立支援の推進

職員一人一人が公務においてその能力を十分に発揮するためには、仕事と育児や介護の両立が図られていることが重要であり、各任命権者においては、これまでも育児や介護に係る支援制度の整備充実に取り組んできたところである。

育児に関する支援については、各任命権者において、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画により取組が進められているが、一部の任命権者においては、依然として男性職員の育児休業等の取得率は低い状況にある。

また、介護については、職員の介護休暇の取得実績に、ここ数年間大きな変化は見られないものの、今後は、高齢化の進展に伴い、介護休暇の取得者の増加や介護期間の長期化も予想される。

各任命権者においては、育児休業や介護休業等が取得しやすい職場環境づくりに向け、管理監督者等の意識改革に引き続き取り組む必要がある。

さらに、人事院は、民間法制の改正内容に即して、介護休暇の分割取得、介護時間の新設等の措置に関する意見の申し出及び勧告を行うとともに、非常勤職員についても、介護休暇の分割取得等について所要の措置を講ずることとしており、本県においても、国の動向等に留意しつつ、仕事と育児や介護が両立できるよう、利用しやすい支援制度を拡充する必要がある。

あわせて、給与上の取扱についても、人事院勧告に準じ、所要の措置を講ずる必要がある。

ウ 心身の健康管理

職員の心身の健康管理については、健康の保持・増進の観点はもとより、公務遂行能率の維持向上という観点からも重要な課題である。

特に、心の健康づくりについては、一部の任命権者において心の健康の問題による休職者が病気休職者全体の8割を超える状況となるなど、その対策が課題となっている。

各任命権者においては、「心の健康づくり計画」等に基づき、これまで様々な取組を進めてきたところであるが、心身の健康管理のためには、個々の職員が当事者意識を持ち、メンタルヘルスに対する理解をさらに深めることが重要であり、これまで以上に、その実効性が担保されるよう、体系的な取組を継続して推進する必要がある。

今年度から導入されたストレスチェック制度は、ストレスに対する職員自らの気づきを促すとともに、職場ごとの検査結果の分析により職場環境の課題を把握できることが期待されており、引き続き円滑な実施を進めるとともに、職場環境の改善に向けた効果的な活用方法を検討する必要がある。

また、心の健康の問題により休職した職員を対象とした復職試行制度や勤務軽減措置については、引き続き、これまでの取組を検証して更なる充実を図るとともに、復職後の状況把握や職務遂行能力の回復支援等といったフォローアップや再発防止策にも取り組む必要がある。

法令で義務づけられている長時間の時間外勤務を行った職員を対象とした医師の面接指導については、各任命権者とも実施率が依然として低いことから、その向上に向けて取り組む必要がある。

職場におけるハラスメントについては、職員の尊厳を傷つける行為であり、勤労意欲の低下や職場環境の悪化等の要因にもなることから、各任命権者においては、研修等による意識啓発や相談窓口の周知等、引き続き発生防止や相談体制の充実に取り組むとともに、良好な職場環境の整備に努める必要がある。

(2) 能力及び実績に基づく人事管理の推進

各任命権者は、平成28年4月1日から、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、地方公務員法に基づき、人事評価を実施し、その評価結果については、任用、給与、分限等の人事管理の基礎をして活用することとされている。

公正な人事評価制度を円滑に実施するためには、評価者研修の充実等による評価能力の向上を図るとともに、評価者と被評価者との相談、指導、助言や被評価者に対する研修等を通じて、人事評価制度の趣旨及び目的が被評価者との間で十分に共有されるよう、引き続き努めることが重要であり、評価結果については、任用、給与、分限等に適切に反映させる必要がある。

また、職員の退職管理についても、適切に対応する必要がある。

(3) 多様な人材の確保及び育成

複雑多様化する県民ニーズに迅速かつ的確に対応するためには、県職員として優れた資質や高い能力を有する多様な人材を確保し、育成することが重要である。

本委員会は、任命権者の求める多様な人材を確保するため、これまででも、試験区分の新設や試験実施方法等の見直しを行ってきたところである。

一方、一部の技術系職種においては、必要な数の人材確保が厳しい状況にある。

本委員会としても、受験者募集の周知を強化することとする

	<p>が、各任命権者にあつては、職種ごとの中長期的人員配置の考えの下、年度ごとの職員採用数の平準化に努める必要がある。</p> <p>人材育成については、各任命権者における人材育成基本方針に基づき、自己啓発を中心とした能力開発を基本に、各種職員研修による人材育成を通して職員の職務遂行能力の向上に努めることが重要である。</p> <p>女性職員の登用拡大については、各任命権者において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づき策定した特定事業主行動計画により取り組んでいるところであり、引き続き計画的、積極的な登用及び職域拡大等を図るとともに、働きやすい環境の整備に努め、意欲と能力のある女性を活用する必要がある。</p> <p>(4) 雇用と年金の接続</p> <p>人事院は、今年度の報告で、国家公務員における再任用制度の諸課題を示すとともに、民間企業の運用状況等を踏まえ、再任用職員の能力及び経験の一層の活用が図られるよう取り組むとともに、雇用と年金の接続の推進のための様々な取組を示している。</p> <p>本県においても、各任命権者において、雇用と年金の接続に係る諸課題の検討がなされているところであるが、定年退職する職員の希望、意欲、能力、適性等に応じ、その職員が培ってきた多様な専門的知識や経験を活用し得るポストへの配置に努める必要がある。</p> <p>また、今後は年金支給開始年齢の段階的引き上げに伴い、管理職も含め再任用希望者の増加が見込まれることから、その能力と経験の有効活用についても、併せて検討する必要がある。</p> <p>これらの検討にあたっては、県民福祉の向上や行政サービスの拡充に繋がるよう留意するとともに、国の動向、他の地方公共団体の取組等を注視しながら、中長期的人員配置を見据えた組織体制、給与等のあり方の諸課題を検討していく必要がある。</p> <p>(5) 服務規律の徹底</p> <p>職員は、県行政を推進するにあたり、職員一人一人が県民全体の奉仕者として、勤務時間の内外を問わず自覚を持ち、県民の信頼を損なわないよう努める必要がある。</p> <p>本委員会においては、これまでも、職員に対する県民の信頼が県行政を推進する上での基盤になるとの認識の下、職員の服務規律の徹底について言及してきたところであるが、一部の職員による県民の信頼を揺るがす不祥事が発生している。</p> <p>各任命権者においては、服務規律の徹底を図るため、従来より注意喚起、研修の実施等に取り組んできたところであるが、改めてこれまでの取組を検証し、法令遵守、綱紀の保持に万全を期し、県民の信頼の確保に努めることが重要である。</p> <p>4 勧告実施の要請について</p> <p>人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、適正な職員の給与水準を確保するとともに、人材の確保や組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて、行政の効率的かつ安定的な運営に寄与するものである。</p> <p>近年、行政需要が増大かつ複雑化する中、職員においては、県民の安全安心の確保を始め、様々な分野で日々職務に精励しており、給与をはじめとする勤務条件は、そのような職員の努力や実績に的確に報いる必要がある。</p> <p>議会及び知事におかれては、給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、下記の勧告どおり実施されるよう要請する。</p> <p>勧告</p> <p>1 平成28年4月の公民の給与較差に基づく給与改定</p> <p>(1) 沖縄県職員の給与に関する条例の改正</p> <p>ア 給料表 現行の給料表を別記第1（省略）のとおり改定すること。</p> <p>イ 諸手当</p> <p>(ア) 初任給調整手当 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を413,800円とすること。</p> <p>(イ) 期末手当及び勤勉手当</p> <p>a 平成28年12月期の支給割合</p>	<p>勧告どおり実施</p>
--	---	----------------

- (a) (b)及び(c)以外の職員
 勤勉手当の支給割合を0.9月分（再任用職員にあつては、0.425月分）とすること。
- (b) 特定幹部職員
 勤勉手当の支給割合を1.1月分（再任用職員にあつては、0.525月分）とすること。
- (c) 大学の学長
 期末手当の支給割合を1.675月分とすること。
- b 平成29年 6 月期以降の支給割合
- (a) (b)及び(c)以外の職員
 6 月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.85月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.4月分）とすること。
- (b) 特定幹部職員
 6 月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.5月分）とすること。
- (c) 大学の学長
 期末手当の支給割合を1.625月分とすること。
- (2) 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正
- ア 給料表
 現行の給料表を別記第 2（省略）のとおり改定すること。
- イ 期末手当
- (7) 平成28年12月期の支給割合
 期末手当の支給割合を1.675月分とすること。
- (4) 平成29年 6 月期以降の支給割合
 6 月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。
- (3) 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正
- ア 給料表
 現行の給料表を別記第 3（省略）のとおり改定すること。
- イ 特定任期付職員の期末手当
- (7) 平成28年12月期の支給割合
 期末手当の支給割合を1.675月分とすること。
- (4) 平成29年 6 月期以降の支給割合
 6 月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。
- 2 扶養手当改正のための沖縄県職員の給与に関する条例の改正
- (1) 配偶者に係る手当の月額を6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（(b)において「特定職員」という。）にあつては、3,500円）とし、子に係る手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあつては、沖縄県職員の給与に関する条例第12条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき10,000円とすること。
- (2) 特定職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円とすること。
- (3) 職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当の月額を11,000円とする取扱いを廃止すること。
- (4) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこととすること。
- 3 改定の実施時期
- (1) 改定の実施時期
 この改定は、平成28年4月1日から実施すること。ただし、1の(1)のイの(4)のa、1の(2)のイの(7)及び1の(3)のイの(7)についてはこの勧告を実施するための条例の公布の日から、1の(1)のイの(4)のb、1の(2)のイの(4)及び1の(3)のイの(4)並びに2については平成29年4月1日から実施すること。
- (2) 扶養手当の月額等の特例措置
- ア 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における

	<p>扶養手当の月額等については、2の(1)中「6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（2）において「特定職員」という。）にあっては、3,500円）」とあるのは「10,000円」と、「10,000円」とあるのは「8,000円」とし、2の(2)中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、2の(3)中「11,000円とする取扱いを廃止する」とあるのは「子にあっては10,000円とし、子以外の扶養親族にあっては9,000円とする」とし、2の(4)中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。</p> <p>イ 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、2の(1)中「6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（2）において「特定職員」という。）にあっては、3,500円）」とあるのは「6,500円」とし、2の(2)中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、2の(4)中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。</p> <p>ウ 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、2の(4)中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円」とすること。</p>
--	--

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法第47条の規定に基づき、職員が勤務条件に関する措置の要求をした状況である。

勤務条件に関する措置の要求の状況（平成28年度）

区 分	前年度末現在 未 処 理 件 数	措置要求件数	処理件数	前年度末現在	今年度の措置	年度末現在
				未処理件数に 係る処理件数	要求件数に係 る処理件数	
県 分	給 与	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	勤務時間	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	休 暇	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	そ の 他	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)
	計	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)
市 町 村 等 分	給 与	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	勤務時間	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	休 暇	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	そ の 他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

合 計	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
-----	----------	----------	----------	----------	----------	----------

- 備考 1 件数は、措置要求をした個々の職員1人をもって1件とし、数人の職員が共同で措置要求した場合も職員1人をもって1件としている。また、1人の職員が2以上の異なる区分について同時に措置要求した場合は、それぞれを1件としている。
- 2 「措置要求件数」は、人事委員会に対して措置要求がなされたもの全ての件数である。
- 3 「処理件数」には、措置要求が適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理（却下）としたものも含む。
- 4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には1事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれを1事案としている。

4 不利益処分に関する審査請求の状況

地方公務員法第50条の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分についての審査請求の状況である。

不利益処分に関する審査請求の状況（平成28年度）

区 分	前年度末現在 未処理件数	審査請求 件数	処理件数	今年度の審査 請求件数に係る		年度末現在 未処理件数
				前年度末現在 未処理件数に 係る処理件数	処理件数	
県 分	分限処分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	懲戒処分	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)
	転 任	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	そ の 他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)
市 町 村 等 分	分限処分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	懲戒処分	2 (1)	0 (0)	2 (2)	2 (2)	0 (0)
	転 任	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	そ の 他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	2 (1)	0 (0)	2 (2)	2 (2)	0 (0)
合 計	3 (2)	1 (1)	3 (3)	3 (3)	0 (0)	1 (1)

- 備考 1 件数は、審査請求をした個々の職員1人をもって1件としている。
- 2 「審査請求件数」は、人事委員会に対して審査請求がなされたもの全ての件数である。
- 3 「処理件数」には、審査請求が適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理（却下）としたものも含む。
- 4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には1事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれを1事案としている。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成29年9月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 処分をした年月日 平成29年8月25日
(2) 商号名 有限会社沖鐵
(3) 代表者名 山内弘美
(4) 所在地 西原町字小那覇1487番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28) 第7725号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年8月14日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成29年8月25日
(2) 商号名 砂善組
(3) 代表者名 砂川善一
(4) 所在地 うるま市字赤道4番地8
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第4557号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年8月17日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成29年9月7日
(2) 商号名 有限会社秀林組
(3) 代表者名 照屋秀吾
(4) 所在地 沖縄市八重島三丁目5番20号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24) 第3023号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年8月25日付けで、建設業法第12条に基づき塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成29年9月7日
(2) 商号名 有限会社国陽建設
(3) 代表者名 新城一司
(4) 所在地 名護市字為又1219番地184
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第7202号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年8月29日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 平成29年9月8日
(2) 商号名 丸徳開発
(3) 代表者名 儀間長徳
(4) 所在地 糸満市字米須358番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26) 第12634号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年8月8日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6 (1) 処分をした年月日 平成29年9月11日
(2) 商号名 真開工業
(3) 代表者名 與那城真栄
(4) 所在地 南城市佐敷字津波古1232番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29) 第9230号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年8月15日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の

届出があった。

- 7(1) 処分をした年月日 平成29年9月11日
(2) 商号名 有限会社琉賑
(3) 代表者名 久場祥子
(4) 所在地 うるま市字昆布1421番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第10361号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年8月28日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成29年9月11日
(2) 商号名 株式会社琉興建設
(3) 代表者名 池間瞳
(4) 所在地 宮古島市平良字松原534番地6
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第1953号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年8月29日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成29年9月11日
(2) 商号名 大永建設株式会社
(3) 代表者名 大城律也
(4) 所在地 浦添市伊祖一丁目33番1号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-27)第61号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年8月30日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成29年9月11日
(2) 商号名 アイワ企画株式会社
(3) 代表者名 石川航
(4) 所在地 うるま市字大田580番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25)第12296号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年8月30日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、糸満市から送付のあった那覇広域都市計画下水道の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年9月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 糸満市公共下水道
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年9月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年12月20日 沖縄県指令土第919号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根南浜崎原531番10
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字座安339番地3 安谷屋良太
- 5 検査済証番号 平成29年9月19日 第4413号
- 6 工事完了年月日 平成29年8月14日

海区漁業調整委員会事項

沖縄海区漁業調整委員会指示29第4号

沖縄海区におけるソデイカの採捕及びそれを目的とする漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成29年9月29日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 金城 明 律

（定義）

第1 この指示における語句の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「ソデイカ」とは、ツツイカ目ソデイカ科のソデイカをいう。
- (2) 「ソデイカはえ縄漁業」とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを幹縄で多数連結して、浮きによって海面からつるし、ソデイカを採捕する漁業をいう。
- (3) 「ソデイカ旗流し漁業」とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを旗等標識をつけた浮きによって海面からつるしたものを1単位として流し、ソデイカを採捕する漁業をいう。

（採捕禁止期間）

第2 沖縄海区において、毎年7月1日から同年10月31日までの間、ソデイカを採捕してはならない。ただし、試験研究機関による研究目的の申請について、沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた場合は、この限りでない。

（操業の承認）

第3 ソデイカはえ縄漁業を操業しようとする者は、使用する漁船を示して、毎年10月15日までに、ソデイカはえ縄漁業承認申請書（第1号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

（承認の対象者）

第4 第3の承認の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 申請する年の前年に委員会の承認を受けた者で、申請する年の前年の漁期（11月1日からその翌年の6月30日までをいう。以下同じ。）の間において、ソデイカはえ縄漁業の操業実績を有するもの
- (2) 病気療養又は漁船使用不可等の理由により申請する年の前年の漁期の間において、ソデイカはえ縄漁業の操業ができなかった者で、申請する年の前年に委員会の承認を受けていたもの
- (3) ソデイカ資源の保護培養及び漁業秩序の維持のため、特に必要と認められる者

（承認証の交付）

第5 委員会は、第3の規定若しくは第6の規定によりソデイカの採捕の承認をしたとき、又は第7の規定により申請があったときは、ソデイカはえ縄漁業操業承認証（第2号様式。以下「承認証」という。）を交付する。

（承認内容の変更）

第6 第3の承認を受けた者（以下「承認を受けた者」という。）が、承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめソデイカはえ縄漁業承認内容変更申請書（第3号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

（承認証の再交付）

第7 承認を受けた者が承認証を亡失し、又は毀損したときは、遅滞なくソデイカはえ縄漁業操業承認証再交付申請書（第4号様式）を委員会に提出しなければならない。

（操業を承認しない場合）

第8 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、操業の承認をしない。

- (1) 承認を受けた者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合
- (2) 漁業に関する法令又はこの指示を遵守する精神を著しく欠く者であると認められる場合
- (3) 同一の漁業者が2隻以上の漁船について申請した場合
- (4) 廃業届を提出した者から申請があった場合
(ソデイカはえ縄漁業の制限)

第9 ソデイカはえ縄漁業の操業区域及び使用する漁具を次のように制限する。

- (1) 最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業してはならない。
- (2) 操業で使用する擬餌針の数は、1漁船につき350針以内とする。
(ソデイカ旗流し漁業の制限)

第10 ソデイカ旗流し漁業の操業区域及び使用する漁具を次のように制限する。

- (1) 最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗の数は、操業時の旗の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき30本以内とし、使用する旗の数も同数以下とする。
- (2) 最大高潮時海岸線から50海里を超える海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗の数は、操業時の旗の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき50本以内とし、使用する旗の数も同数以下とする。
(承認証の漁船への備付け)

第11 承認を受けた者がソデイカはえ縄漁業を操業する場合は、承認証を当該承認に係る漁船内に備え付けなければならない。

(承認旗章の掲揚)

第12 承認を受けた者は、ソデイカはえ縄漁業の操業中は、承認旗章(第5号様式)を船舷1メートル以上の高さに掲げなければならない。

(承認の承継)

第13 操業の承認の承継は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り認めることができる。

- (1) 承認を受けた者が死亡し、又は廃業したときに、当該漁業を操業する者(承認を受けた者の親族に限る。)が承継する場合
- (2) 承継による申請が、承認を受けた者が死亡し、又は廃業した日から2年以内に行われた場合
(廃業届の提出)

第14 承認を受けた者がソデイカはえ縄漁業を廃止したときは、ソデイカはえ縄漁業廃業届(第6号様式)に承認証を添付して、委員会に提出しなければならない。

(操業実績の報告)

第15 承認を受けた者は、毎年漁期毎にソデイカはえ縄漁業操業報告書(第7号様式)を同年8月末日までに、委員会に提出しなければならない。

(制限又は条件の変更、承認の取消し又は採捕の停止)

第16 委員会は、ソデイカ資源の保護培養及び漁業秩序の維持のため必要があると認めるとき、又は承認を受けた者がこの指示を遵守しないときは、承認証の制限又は条件を変更し、承認を取り消し、又は採捕を停止させることができる。

(指示の有効期間)

第17 この指示の有効期間は、平成29年10月1日から平成30年9月30日までとする。

第1号様式(第3関係)

ソデイカはえ縄漁業承認申請書		年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		
住所		
氏名		印
沖縄海区漁業調整委員会指示29第4号に基づき、下記のとおりソデイカはえ縄漁業の承認を受けた いので申請します。		
記		
1 操業区域		

2 漁具 (擬餌針数)	
3 使用する漁船	
(1) 船名	
(2) 漁船登録番号	ON -
(3) 総トン数	

注 実印を用い、印鑑登録証明書を添付すること。

第2号様式 (第5関係)

承認番号 沖調S 第 号	
ソデイカはえ縄漁業操業承認証	
住所	印
氏名	
1 操業区域	
2 操業期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 漁船	
(1) 船名	
(2) 漁船登録番号	
(3) 総トン数	
4 承認の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 制限又は条件	
年 月 日	
沖縄海区漁業調整委員会	
会 長	
印	

第3号様式 (第6関係)

ソデイカはえ縄漁業承認内容変更申請書							
年 月 日							
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿							
住所							
氏名							
印							
下記によりソデイカはえ縄漁業操業の承認内容の変更について承認を受けたいので申請します。							
記							
1 承認番号	沖調S 第 号						
2 船名							
3 変更しようとする事項							
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">現在の承認内容</th> <th style="width: 40%;">変更しようとする内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>		項 目	現在の承認内容	変更しようとする内容			
項 目	現在の承認内容	変更しようとする内容					
4 変更しようとする時期	年 月 日						
5 変更しようとする理由							

注 住所変更の際は、住民票抄本を添付すること。

第4号様式 (第7関係)

ソデイカはえ縄漁業操業承認証再交付申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名

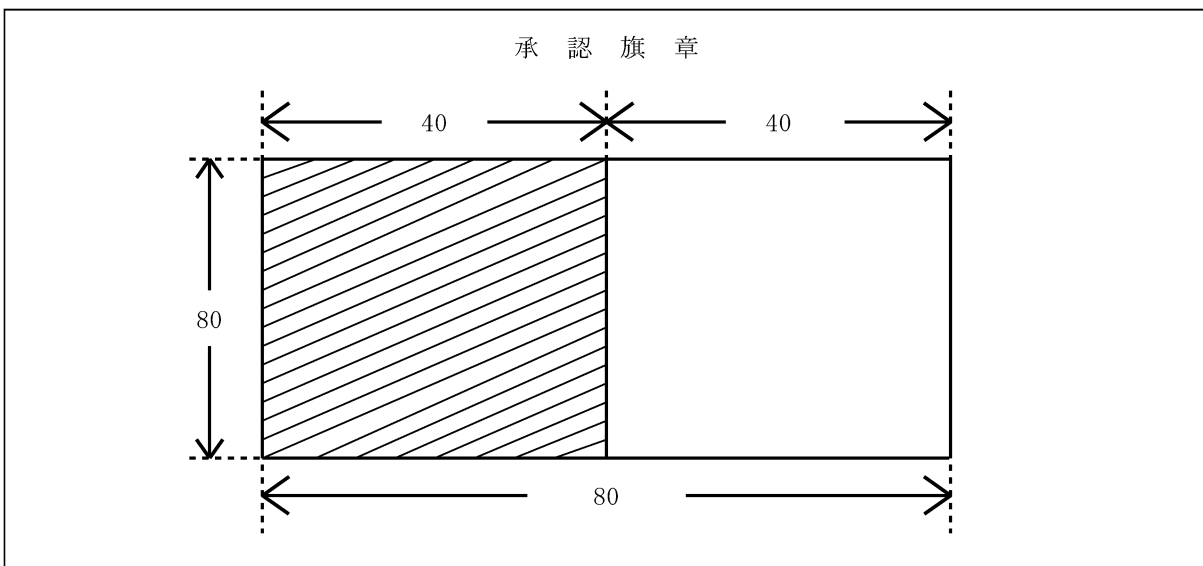
印

ソデイカはえ縄漁業操業承認証を亡失（毀損）したので、再交付を申請します。
なお、再交付があった日後、亡失した承認証が見つかった場合には、速やかに返納することを誓約します。

記

- 1 承認番号 沖調S 第 号
- 2 船名
- 3 亡失（毀損）の理由

第5号様式（第12関係）



注1 斜線の部分は黒であり、その他の部分は白である。

2 数字はセンチメートルを示す。

第6号様式（第14関係）

ソデイカはえ縄漁業廃業届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名

印

下記によりソデイカはえ縄漁業を廃業したので届け出ます。

記

- 1 承認番号 沖調S 第 号
- 2 船名
- 3 廃業の理由

第7号様式（第15関係）

ソデイカはえ縄漁業操業報告書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所

氏名 印
 年一 年ソデイカ漁期 (年 月～ 年 月) におけるソデイカはえ
 縄漁業の操業実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 承認番号 沖調S 第 号
- 2 船名
- 3 乗組員数 名
- 4 操業状況

水揚月	漁獲数量 (kg)	備 考
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
4月		
5月		
6月		

注 第7号様式の別紙を添付すること。

第7号様式の別紙

船名：

操業月日	漁場位置 (投縄位置) (北緯、東経)	擬餌針数 (本)	漁獲数量 (尾数)	漁獲数量 (kg)
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			

注 「漁場位置」、「擬餌針数」及び「漁獲数量 (尾数及びkg)」については、漁獲がなかった場合にも記入すること。

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第13号

公職選挙法施行令 (昭和25年政令第89号) 第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定内容の変更があった。

平成29年 9月29日

沖縄県選挙管理委員会
 委員長 当 山 尚 幸

施設の名称	所在地	変更年月日
社会医療法人敬愛会中頭病院	(新) 沖縄市字登川610番地 (旧) 沖縄市知花六丁目25番5号	平成28年10月1日

沖縄県選挙管理委員会告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、平成29年沖縄県選挙管理委員会告示第12号は、廃止する。

平成29年 9月29日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,076
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 244,221
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名称	3分の1の数
名護市選挙区	16,366
うるま市選挙区	32,133
沖縄市選挙区	36,611
宜野湾市選挙区	25,481
浦添市選挙区	29,586
那覇市・南部離島選挙区	90,000
豊見城市選挙区	16,068
島尻・南城市選挙区	34,164
糸満市選挙区	15,837
宮古島市選挙区	14,831
石垣市選挙区	14,443
国頭郡選挙区	18,416
中頭郡選挙区	40,658

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--